

2014－2016 年度
長崎外国語大学
自己点検・評価報告書

学校法人長崎学院
長崎外国語大学

はじめに	2
本文	5
1. 使命・目的等	6
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定	6
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映	10
2. 学生	14
2-1. 学生の受入れ	14
2-2. 学修支援	17
2-3. キャリア支援	19
2-4. 学生サービス	22
2-5. 学修環境の整備	24
2-6. 学生の意見・要望への対応	27
3. 教育課程	30
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定	30
3-2. 教育課程及び教授方法	33
3-3. 学修成果の点検・評価	38
4. 教員・職員	40
4-1. 教学マネジメントの機能性	40
4-2. 教員の配置・職能開発等	44
4-3. 職員の研修	46
4-4. 研究支援	48
5. 経営・管理と財務	50
5-1. 経営の規律と誠実性	50
5-2. 理事会の機能	53
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック	55
5-4. 財務基盤と収支	57
5-5. 会計	59
6. 内部質保証	61
6-1. 内部質保証の組織体制	61
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価	63
6-3. 内部質保証の機能性	66
7. 独自基準	68
A 国際交流	68
B 現代英語学科	71
C 国際コミュニケーション学科	73
おわりに	75

はじめに

はじめに

1. 本報告書作成の経緯

今日、グローバル化の急速な進展と絶え間ない国際間競争の中で、自らの文化的基盤に立脚したアイデンティティの確立と多様な文化への理解の促進が急務となっている。そのような社会にあって、豊かな教養、高度な外国語運用能力、及び地球的視野を身につけた実践力ある「多言語グローバル人材」の需要は益々高まっている。一方、急激な18歳人口の減少など、昨今の大学を取り巻く状況は一層厳しさを増している。

長崎外国語大学では、上記のような状況を踏まえて、本学が今日の大学に課せられた使命を果たし、地域社会はもとより広くアジアにおいて不可欠な大学としての確固たる地位を築くため、平成26(2014)年に以下に掲げる5つのビジョン及びその実現に向けた21の戦略からなる中長期計画「長崎外大ビジョン21(2014-2020)」を策定した。

【5つのビジョン】

1. グローバルな視野と教養、卓越した語学力を身につけ、世界に貢献する志をもった学生
2. グローバル人材育成の基盤となる研究の推進
3. グローバル人材育成の基盤となる国際戦略の展開
4. 社会を支える卒業生
5. 大学の持続的な発展を保障する仕組みの構築

平成26(2014)年度以降、本学の教育、研究、厚生補導、社会連携等の諸事業は、本ビジョンに絶えず立脚し、計画策定、事業実施、効果検証、改善立案というサイクルを循環させつつ、行われてきた。その営為の基盤を整備すべく、平成27(2015)年度に「長崎外国語大学 自己点検・評価規程」を制定施行し、学長のリーダーシップの下、教学の最高意思決定機関である大学協議会の下に「自己点検・評価運営会議」を設置し、更にその下部組織として、本学を構成する学部、学科、センター、部局に当該組織名を付した個別の自己点検・評価委員会を設けた。本体制の確立により、自己点検・評価運営会議が、実施要領の策定、学内の自己点検・評価活動の進捗管理、評価結果の検証にあたるという、現在に至る本学の自己点検・評価の一元的管理が可能となったと言える。

本報告書は、既往の自己点検・評価運営会議における成果物を基に、「長崎外大ビジョン21」がその計画年度の間接点を迎えるに際し、これまで平成26(2014)年度から平成28(2016)年度の3カ年に亘って行ってきた上記の取組を振り返ることで、計画年度の後半部分(平成29(2017)年度から平成32(2020)年度まで)における、PDCAサイクルに基づく諸改革の更なる促進に繋げようと企図するものである。

2. 本報告書の体裁

本学は上記の取り組みの開始と同じ平成26(2014)年度に、公益財団法人 日本高等教育評価機構による「大学機関別認証評価」を受審し、適合判定を受けた。次回の受審予定は平

成 33（2021）年度であるが、この時の自己点検評価書は、「学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」の改正・施行に伴う第 3 期評価システムに基づき実施されることとなる。本学では、次回の大学機関別認証評価への対応精度の向上を目指し、平成 26（2014）年度以降の自己点検・評価報告書の体裁を上記の第 3 期評価システムに準拠して作成することとした。よって、本報告書の章立てのうち 1. から 6. は全て第 3 期評価システムの項目と同一である（1 頁「目次」参照）。また、1. から 6. に盛り込めない本学の特性に基づく内容を、「7. 独自基準」と題して 3 項目に分けて掲載した。

各章・各項目の構成は以下の通りである。まず、第 3 期評価システムにおける「基準（1. ～6.）が示され、その下に各基準項目（1-1.～6-3.）と、評価の視点（1-1-①、など）を明示した。これらは全て大学機関別認証評価第 3 期評価システムの大学評価基準に拠っている。その下の「留意点」は、大学評価基準における「自己判定の留意点」と同義である。本来であれば、これらは同じく第 3 期評価システムにおけるものを準用すべきであったが、本報告書の作成・執筆を進めた平成 29（2017）年度上半期の段階では、日本高等教育評価機構より第 3 期評価システムにおける「自己判定の留意点」は未公表であった。そのため、本報告書においては、同機構が作成した、第 2 期評価システムと第 3 期評価システムに関する「大学機関別認証評価 評価基準新旧対照表」を基に、第 2 期評価システムの各基準項目の「自己判定の留意点」を第 3 期評価システムの該当項目における留意点として仮に設定し、自己点検・評価を実施した。そのため、第 3 期評価システムから新たに設定された基準項目（4-4.・6-1.・6-3.）については留意点が記入されていない。また報告書中にある「旧基準」とは、第 2 期評価システムにおける「自己判定の留意点」のうち、当該基準項目に該当する項目、との意である。これらを図表上部の四角囲みの欄に表示している。

本文は、上記「評価の視点」別に、本学としての 3 ヶ年度の「自己評価」及び「残された課題と改善・改革に向けた取り組み」を記述した。更に、図表下部の四角囲み欄には、「長崎外大ビジョン 21」に基づき実施された、平成 26（2014）年度から平成 28（2016）年度の各単年度自己点検・評価シートの該当番号を記入し、そのほか本報告書の作成にあたり参考とした資料名、及び「長崎外大ビジョン 21」における該当項目名を明記することで、読者の便宜に供するとともに、平成 29（2017）年度以降の自己点検・評価の取り組みにおける一貫性の担保を企図している。大方の叱正を乞う次第である。

本文

1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①意味・内容の具体性と明確性

1-1-②簡潔な文章化

1-1-③個性・特色の明示

1-1-④変化への対応

留意点（旧基準 1-1, 1-2）

使命・目的及び教育目的を具体的に明文化しているか。

使命・目的及び教育目的を簡潔に文章化しているか。

使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映し、明示しているか。

学校教育法第 83 条に照らして、大学として適切な目的を掲げているか。

社会情勢などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しなどを行っているか。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①意味・内容の具体性と明確性

1-1-②簡潔な文章化

[自己評価]

長崎外国語大学学則は、第 1 章で大学の理念・教育目的を次のように定めている。

第 1 条 本学は、教育基本法に則り学校教育法の定める大学として、キリスト教精神に基づき、外国語と国際文化に関する知識を教授研究し、国際的な視野と円満な人格の涵養を図り、もって地域並びに人類社会の幸福と発展に寄与しうる人材を育成することを目的とする。

第 1 条に掲げる「キリスト教精神」は、「学生要覧」等に掲載の「建学の精神」の中で、「隣人愛」、「献身と奉仕の精神」、「真理と自由の探求」の 3 つの簡潔なキーワードでその意味・内容が具体的かつ明確に示されている。

先の大戦の反省から、世界平和と人類の共存共栄の理想を実現するためには、外国語を用いて異なる国々の人々と対話し、異文化を理解し尊重する若者を養成しなければならない。そして日本の良心たるそのような自立した人間の教育の基盤は、キリスト教の「隣人愛」「献身と奉仕の精神」「真理と自由の探求」という普遍的な価値観にこそ置かれるべきである、と彼ら（創立者たち）は考えたのである。

さらに、学則第 1 条「外国語と国際文化に関する知識を教授研究し、国際的な視野と円満な人格の涵養を図り、もって地域並びに人類社会の幸福と発展に寄与しうる人材を育成する」という大学の教育目的については、以下の通り、学則第 4 条第 2 項で「学部・学科の教育研究上の目的及び人材養成の目的」のなかで、より具体的かつ明確に定めている。

(1) 外国語学部は、柔軟な思考力と異文化に対する感性を磨き、国際的な教養と外国語の実践的な運用能力を身につけることによって、地球市民として地域並びに国際社会の諸課題に主体的に取り組むことができる人材の育成を目的とする。

(2) 現代英語学科は、実践的な英語運用能力の練磨とグローバリズム世界における文化的・経済的な多様な可能性や意義を探究することを通して豊かな教養と専門性を身につけ、地球市民として地域並びに国際社会の諸課題に主体的に取り組むことができる人材の育成を目的とする。

(3) 国際コミュニケーション学科は、ドイツ、フランスを中心とするヨーロッパ・EU 文化圏、中国、韓国、日本を中心とするアジア文化圏の言語・社会・文化を学び、多文化共生の多様な可能性や意義を探究することを通して豊かな教養と専門性を身につけ、地球市民として地域並びに国際社会の諸課題に主体的に取り組むことができる人材の育成を目的とする。

学則に掲げる以上の「教育及び人材育成の目的」は、平成 21 (2009) 年度に策定した教育目標(「学生要覧」記載)、及び後に「長崎外大ビジョン 21—中長期計画 (2014-2020)」のキー・コンセプトである「グローバル人材」育成ビジョンを反映したものである。前者は、「語学力」、「コミュニケーション力」、汎用的能力としての「人間力」の養成を主眼としており、後者は、「グローバル人材」を以下のように定義している。

グローバル化が進む世界において、日本人として主体的に物事を考え、言語、文化、価値観の異なる人びとに自分の考えを効果的に伝え、その差異を乗り越えてお互いを理解し、新しい価値を生み出すために一致協力して行動に踏み出すことができる人材。

以上のとおり、本学の使命・目的及び教育目的は、簡潔な文章で具体的かつ明確に明文化され、学生に配布される「学生要覧」、ホームページ等で学生、保護者、教職員、社会に周知されている。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

学則第 1 条の大学の目的は、平成 13 (2001) 年に大学が設置されたときに制定されたものである。学則第 4 条第 2 項に掲げる「学部・学科の教育研究上の目的及び人材養成の目的」は、平成 20 (2008) 年 4 月の大学設置基準の一部改正を受けて、それまでの学部学科

の教育目標、人材育成目標等を整理して平成 26（2014）年 3 月に学則に記載したものである。今後も使命・目的及び教育目的の明確性、具体性、簡潔な明文化を維持、継続していく。

1-1-③個性・特色の明示

[自己評価]

学則第 1 条、第 4 条第 2 項に定める本学の使命・目的及び教育（人材育成）の目的は、キリスト教精神を基盤として「語学力」、「コミュニケーション力」、汎用的能力としての「人間力」を身につけた人材の育成であり、その記述は外国語大学としての本学の個性と特色を端的かつ適切に示すものである。

以上のとおり、本学の使命・目的及び教育（人材育成）の目的は、大学の個性と特色を反映し、明示している。

1-1-④変化への対応

[自己評価]

「大学の使命・目的及び教育目的は、大学を取り巻く環境や社会の大学教育に対するニーズの変化に対応して、その内容と記述を検討し、必要な変更を加えている。

（1）平成 20（2008）年中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」で提示された汎用的能力としての「学士力」への対応として、5 つの汎用的能力からなる「人間力」を教育目標に取り込んだ。

（2）平成 22（2010）年度には「就業力」育成の一環として「人間力」の再定義を行い、シラバスに記載される観点別評価指標として採用している。

（3）平成 24（2012）年度には、これらを踏まえて独自の「グローバル人材」の概念規定を行い、本学が育成すべき人材像として「長崎外大ビジョン 21—中長期計画（2014-2020）」に盛り込んでいる。

（4）学則第 4 条第 2 項に掲げる「学部・学科の教育研究上の目的及び人材養成の目的」は、これらを総合し、また学部学科の教育目標、人材育成目標等を整理して平成 26（2014）年度学則やホームページに記載したものである。

（5）学校教育法施行規則の改正（平成 29 年 4 月 1 日施行）に対応すべく、上記（1）～（4）を踏まえて、平成 28（2016）年度に 3 つのポリシー（1 DP：卒業の認定に関する方針、2 CP：教育課程の編成及び実施に関する方針、3 AP：入学者の受入れに関する方針）を策定し、ホームページ等で公表している。

以上のことから、本学はグローバル化という時代の変化及び改正法令に適切に対応して、使命・目的、教育目的等を定めていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて（答申）」（平成 24 年 8 月 28 日中央教育審議会）において提示された、学士課程の質保証のためのアセスメント・ポリシーを含む全学的な教学マネジメントの確立を図ることが課題である。具体的には、

- ①学生に求められる能力をプログラムとしての学士課程教育を通じていかに育成するかを明示すること。
- ②プログラムの中で個々の授業科目が能力育成のどの部分を担うかの認識を担当教員間の議論を通じて共有し、他の授業科目と連携し関連し合いながら組織的な教育を展開すること。
- ③プログラム共通の考え方や尺度（アセスメント・ポリシー）に則った成果の評価、その結果を踏まえたプログラムの改善・進化という一連の改革サイクルが機能する全学的な教学マネジメントの確立を図る。
- ④学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針、学修の成果に係る評価等の基準について、改革サイクルの確立という観点から相互に関連付けた情報発信に努める。特に、成果の評価に当たっては、学修時間の把握といった学修行動調査やアセスメント・テスト（学修到達度調査）、ルーブリック、学修ポートフォリオ等、どのような具体的な測定手法を用いたかを併せて明確にする。

[エビデンス]

(1) 過去3か年の自己点検・評価結果

(2014年度)

3-1. DP、CPなど学生課程教育の編成を構築する際に必要な、教育目標プログラム策定

(2015年度)

3-1. ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーなど学生課程教育の編成を構築する際に必要な、教育目標プログラム策定のためのプロジェクト

(2016年度)

3-1. ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーなど学生課程教育の編成を構築する際に必要な、教育目標プログラム策定のためのプロジェクト

11. グローバル人材育成の基盤となる国際戦略の展開

(2) その他

[長崎外大ビジョン 21]

基軸1 / 3. 学士課程教育の質保証への取組み強化

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①役員、教職員の理解と支持

1-2-②学内外への周知

1-2-③中長期的な計画への反映

1-2-④三つのポリシーへの反映

1-2-⑤教育研究組織の構成との整合性

留意点（旧基準 1-3）

使命・目的及び教育目的の策定などに役員、教職員が関与・参画しているか。

使命・目的及び教育目的をどのように学内外に周知しているか。

使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映しているか。

使命・目的及び教育目的を卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針に反映しているか。

使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織が整備されているか。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①役員、教職員の理解と支持

[自己評価]

大学の使命・目的及び教育目的に係る学則等の学内規程・規則の変更は、大学協議会、学部運営会議及び教授会の審議を経た後、理事会と大学との連絡調整機関である運営協議会及び理事会でも審議されており、教職員・法人役員間の情報・意見交換が行われ、その結果は規程・規則の策定に反映されており、十分な理解と支持が得られている。また、キリスト教主義教育の在り方については、外大ビジョン 21 に盛り込まれた「長崎外大ミッションの理解促進プロジェクト」に基づき教職員・法人役員によって構成される宗教委員会や教学の重要事項を審議する大学協議会において検討され、必要な改革等は学内に周知されている。

以上のとおり、大学の使命・目的については、役員、教職員の十分な理解と支持が得られていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①「長崎外大ミッションの理解促進プロジェクト」を推進する。

1-2-②学内外への周知

[自己評価]

外大ビジョン 21 の「長崎外大ミッションの理解促進プロジェクト」に基づき、以下のよう
な取り組みを行っている。

・ホームページでは「建学の精神」や大学の使命・目的、教育目標を掲載し、周知を図っている。

・「大学案内」は、高等学校（高校生）等のみならず学外の公的機関等へも配布している。

・入学式並びに卒業式での学長式辞には、教育理念、建学の精神が随所に織り込まれている。

また、新入生オリエンテーションでは、学長の建学の精神についての講話、学院宗教主任のキリスト教主義教育についてのレクチャーの時間を設けている。

・保護者、卒業生に対しては、年 2 回発行する学院報『ぶどうの樹』に具体的な教育活動の記事が掲載されており、これらを通して大学の使命・目的、教育目標を伝えている。

よって、学内外への周知は適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①使命・目的及び教育目的の学内外への周知、普及は継続して行う。

②英語等の外国語による記述を行い、より広く学内外へ周知する。

1-2-③中長期的な計画への反映

[自己評価]

○平成 13（2001）年、大学開設時に大学の使命・目的を規定（学則第 1 条）。

○平成 20（2008）年、「経営改善計画--平成 20 年度～24 年度（5 カ年）」

その「実施計画（2）学園の目指す将来像」で、学則第 1 条（「外国語と国際文化に関する知識を教授研究し、国際的な視野と円満な人格の涵養を図り、もって地域並びに人類社会の幸福と発展に寄与しうる人材を育成することを目的とする。」）を以下のとおり敷衍した。

第一に優れた人間性と教養をそなえ、社会的な責任と使命を自覚した人材の育成、
第二に、外国語大学の名に恥じない外国語教育、同時に国際的に通用するコミュニケーション能力と人間力を兼ね備えた人材の養成、第三に、地方小規模大学に
しかできない学生のきめ細かな指導とキャリア支援

○平成 25（2013）年、「長崎外大ビジョン 21—中長期計画（2014—2020）」を策定。

本学が育成する「グローバル人材」像及びそのための総合的な大学改革ビジョンと 21 の戦略・プロジェクトから構成され、使命・目的及び教育目的およびそれまでの大学改革の成果を反映している。また、長崎外国語大学学則第 1 条は、「キリスト教精神に基づき、外国語と国際文化に関する知識を教授研究し、国際的な視野と円満な人格の涵養を図り、もって地域並びに人類社会の福祉と発展に寄与しうる人材を育成すること」としている。この教育目的を踏まえ、中期計画においては本学が育成を目指すべき人材像を「グローバル化が進む世界において、日本人として主体的に物事を考え、言語、文化、価値観の異なる人びとに自分の考えを効果的に伝え、その差異を乗り越えてお互いを理解し、新しい価値を生み出すために一致協力して行動に踏み出すことができる人材」として定め、グローバル人材の育成を目指すこととしている。

よって、使命・目的及び教育目的は、中長期的な計画に反映されていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①平成 29（2017）年度に「長崎外大ビジョン 21—中長期計画（2014—2020）」の中間評価を行い、その結果を平成 30（2018）年～平成 32（2020）年の取組に反映させる。

1-2-④三つのポリシーへの反映

[自己評価]

本学では、以下の[建学の精神・目的]から始まる川上から川下への流れに沿って、上下の整合性に留意しながらディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが策定されている。

[建学の精神・目的]⇒[大学ビジョン]⇒[教育目的・戦略]⇒[教育目標]⇒[DP・CP・AP]

よって、本学の使命・目的及び教育目的を実現するための中長期計画の策定が行われ、本学の使命・目的及び教育目的が中長期計画に適切に反映されており、また本学の中長期的な計画、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーは、本学の使命・目的及び教育目的を適切に反映していると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ① [建学の精神・目的] から [三つのポリシー]、さらには [アセスメント・ポリシー] に至る流れ、関係性を分かりやすく可視化し、一層の理解と普及を図る。
- ② キリスト教主義教育の学修成果をどのように測定、評価するのかについて、研究を進める。

1-2-⑤教育研究組織の構成との整合性

[自己評価]

本学の教育研究組織は、外国語学部現代英語学科、国際コミュニケーション学科及び教職課程(外国語・英語、中国語、日本語)、付設教育研究機関としての国際交流センター、教育研究メディアセンター、キャリアセンター、社会連携センター並びに教育支援部、学生支援部、入試広報部などから構成されている。これらの組織は、大学の使命・目的及び教育目的と整合性が取れたものとなっている。

なお、平成 27 (2015) 年改正学校教育法に則り、平成 26 (2014) 年度中に、学長が戦略的に大学をマネジメントできるようにガバナンス体制の再構築と学内規程の整備を行い、大学の意思決定の権限と責任を明確にし、大学の使命・目的及び教育目的の実現に向けた取組がより円滑に行えるようになった。

さらに、平成 28 (2016) 年度には建学の精神に則り、研究活動の強化と地域貢献を目的とした新長崎学研究センターの平成 29 (2017) 年度設置のために必要な準備を行った。

以上のとおり、本学では使命・目的及び教育目的に合致した教育研究組織が不断に整備されている。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ① 普段の自己点検評価の結果を踏まえ、今後も大学の使命・目的及び教育目的と整合性が取れた教育研究組織の構成を維持していく。

[エビデンス]

(1) 過去3か年の自己点検・評価結果

(2014年度)

9-1. 長崎外大ミッションの理解促進プロジェクト

3-1. 三つのポリシーなど学士課程教育の編成を構築する際に必要な、教育目標プログラム策定のためのプロジェクト

(2015年度)

9-1. 長崎外大ミッションの理解促進プロジェクト

3-1. 三つのポリシーなど学士課程教育の編成を構築する際に必要な、教育目標プログラム策定のためのプロジェクト

(2016年度)

9-1. 長崎外大ミッションの理解促進プロジェクト

3-1. 三つのポリシーなど学士課程教育の編成を構築する際に必要な、教育目標プログラム策定のためのプロジェクト

(2) その他

[長崎外大ビジョン 21]

基軸1 / 3. 学士課程教育の質保証への取組み強化

基軸1 / 9. 長崎外大ミッションの理解促進と長崎外大生としての誇りの涵養

2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-①教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

留意点（旧基準 2-1）

教育目的を踏まえ、入学者の受入れに関する方針を定め、公表しているか。

入学者の受入れに関する方針に沿って、入学者選抜等を公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用しているか。

入試問題の作成は、大学が自ら行っているか。

教育を行う環境の確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。

2-1. 学生の受入れ

2-1-①教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

[自己評価]

建学の精神及び DP、CP と連動したアドミッション・ポリシーを策定し、さらに高等学校学習指導要領を踏まえつつ、入試種別毎に入学者選抜の基本方針を定め、求める人材像が受験生に分かりやすく伝わるようにした。

次年度学生募集にあたり、プロジェクトのみならず、大学協議会等で DP、CP との連動などを毎年検証し、改善に努めた。

策定した AP は入学試験要項、HP で公表した他、受験生や高校教員を対象とした大学説明会等においても該当ページを示しながら説明するなど周知に努めた。

上記の結果、2-1-①については目標を達成している。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①2020 年度の大学入学共通テスト実施に向けた入学者選抜の基本方針等の検証。

②語学力の数値化等 AP の具体化。

2-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

[自己評価]

入学委員会で検証されたアドミッション・ポリシー、入学者選抜の基本方針に則った試験科目及び評価基準を設定し、各種入学試験を実施した。

一般入試・スカラシップ入試等、試験問題制作にあたっては、良質かつ公正な試験問題制作につながるよう学内制作担当者に対する FD を行ったほか、科目ごとの責任者の任命や第三者評価委員の設置など、出題ミス等の防止対策も行った。

面接試験を要する入試種別については、入学委員会にて毎年評価基準を見直したうえで説明会を開催するなど、担当者による差異がなくなるように取り組んだ。

合否判定においては、採点結果の検算等確認作業を入試広報課で実施したうえで、入学委員会で第一判定、教授会での第二判定を経て、学長の決裁を仰いだ。

また、受験生の利便性を高めるため、2017年度入試からはインターネット出願システムを導入した。

上記の結果、2-1-②については目標を達成している。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①英語の外部評価試験の活用を含む4技能検査、推薦入試、AO入試出願開始時期の変更等、大学入学者選抜実施要項（文部科学省通知）に基づく入学試験新機軸構築。

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

[自己評価]

1年次170名、3年次編転入30名の入学定員に対し、平成27（2015）年度入学者

1年次178名（現英104名、国コミ74名）充足率105%

3年次編転入33名（国コミ33名）充足率110%

平成28（2016）年度入学者

1年次150名（現英99名、国コミ51名）充足率88%

3年次編転入45名（国コミ45名）充足率150%

平成29（2017）年度入学者

1年次190名（現英100名、国コミ90名）充足率112%

3年次編転入45名（現英1名、国コミ44名）充足率150%

であった。

平成28（2016）年度は定員を下回ったが、2015年度、2017年度と目標を達成した。3年間の平均充足率は1年次102%、3年次137%であり、目標をおおむね達成している。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①1年次入学者の内、国際コミュニケーション学科の入学者数の増減が定員充足を大きく左右するため、英語以外の外国語教育を行う高等学校との連携強化などを行う。

②語学力を含む入学後の学生の伸張を分かりやすく示し、本学で学びたくなる広報を行う。

[エビデンス]

(1) 過去3か年の自己点検・評価結果

(2014年度)

1-1. アドミッション・ポリシーと入試制度のあり方検討プロジェクト

1-3. 高大連携プロジェクト

- 1-4. 外国人留学生募集のあり方検討プロジェクト
- 1-5. 社会人学生募集のあり方検討プロジェクト
(2015年度)
- 1-1. アドミッション・ポリシーと入試制度のあり方検討プロジェクト
- 1-3. 高大連携プロジェクト
- 1-4. 外国人留学生募集のあり方検討プロジェクト
- 1-5. 社会人学生募集のあり方検討プロジェクト
(2016年度)
- 1-1. アドミッション・ポリシーと入試制度のあり方検討プロジェクト
- 1-3. 高大連携プロジェクト
- 1-4. 外国人留学生募集のあり方検討プロジェクト
- 1-5. 社会人学生募集のあり方検討プロジェクト

(2) その他

[長崎外大ビジョン 21]

基軸 1 / 1. 入試・入学制度の再構築による多様で優秀な学生の確保

2-2. 学修支援

2-2-①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

留意点 (旧基準 2-3)

教職員協働による学生への学修及び授業支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。

オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。

教員の教育活動を支援するために、TAなどを適切に活用しているか。

中途退学者、停学者及び留年者への対応策を行っているか。

学生への学修及び授業支援に対する学生の意見などをくみ上げる仕組みを適切に整備し、学修及び授業支援の体制改善に反映させているか。

2-2. 学修支援

2-2-①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

[自己評価]

学生たちの主体的な学びの空間として平成 25 (2013) 年 4 月からラーニングコモンズ (CoSTa Space (Co Study Tanoshii Space : 共に学んで楽しい空間) が整備され、学生の自習やグループワークだけでなく、授業や説明会にも活用されている。また、教職員などによる CoSTa サポーターが常駐し、学生の学修面や生活面の相談に応じるなどの学修支援体制を整えた。

オフィスアワーは、すべての専任教員が1週間に1時限設定し、シラバスに明示し、授業時間割表にこれを記し周知している。

このように、ハード面・ソフト面においてその仕組みを適切に整備し、またさらなる支援体制の改善に 取り組み、その充実に努めていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ① CoSTa Space の利用実績は、活用されているとはいえ、満員御礼状況ではないことから、空間自体の充実化や学生たちの協同学修をより一層促す仕組みづくりを行いたい。

2-2-②TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

[自己評価]

本学には大学院が設置されておらず、TA(Teaching Assistant)の活用はできていない。ただ、TA 的な内容ではないが、SA(Student Assistant)の活用を行っている。

中退学防止の取り組みについては、アドバイザーを中心に、出席調査や学生カルテなどを利用した面談や指導などを行う、全学的な取り組みを行っている。

平成 24（2012）年度導入の「e ポートフォリオシステム」により、学修の振り返りや課題提出などの授業外学修に活用できるようになり、学修成果の可視化と学修成果の蓄積のために利用されている。

平成 28（2016）年度には「e-learning」システム（英語）が導入され、授業外学修支援体制がより強化された。

このように、TAの導入による学修支援体制は叶っていないが、ハード面・ソフト面においてその仕組みを適切に整備し、またさらなる支援体制の改善に取り組み、その充実に努めていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ① TA の活用は当面困難なので、SA の活用で可能な学修支援の構築が課題。
- ② 平成 29（2017）年度から中退防止のための連絡会議を開催し、学生の様々な情報交換の場として全学的な取り組みを行う。
- ③ 「e ポートフォリオシステム」で、平成 29（2017）年度から各学生の成績評価や成果なども可視化できるようにする。
- ④ 現「e-learning」システム（英語）は初級コースであることから、この上級コースをできるだけ早い段階で導入し、より効果的な学修支援体制を整えたい。

[エビデンス]

(1) 過去 3 年間の自己点検・評価結果

(2014 年度) (2015 年度) (2016 年度)

- * CoSTa Space パンフレット； サポーター日誌
- * シラバス、時間割
- * SA 募集案内

(2) その他

- * 長崎外国語大学 e ポートフォリオシステム「refwAll」
- * 「Net-Academy NEXT」 e-learning システム

[長崎外大ビジョン 21]

基軸 1 / 4. 教員主体から学生主体への教育の転換

2-3. キャリア支援

2-3-①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

留意点（旧基準 2-5）

インターンシップなどを含め、キャリア教育のための支援体制を整備しているか。

就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。

2-3. キャリア支援

2-3-①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

[自己評価]

外大ビジョン 21[基本目標 8 教育戦略]に基づき、学生の社会的・職業的自立を支援する体制の整備を行ってきたが、下記は 2014 年度から 2016 年度に取り組んだ主要 5 項目である。

1) キャリア支援を円滑に行うための基礎的環境作り

キャリア支援を円滑に行うためには日頃からの学生との接触が必要である。まずは、キャリアセンター来室者数の増加に努めたが、それに伴い模擬面接者数も増加した<下記資料「キャリアセンター基礎情報（2014～2015）」N1,N2 を参照>。

2) キャリア支援を効果的に行うための情報収集・分析

キャリア支援を効果的に行うためには、就職状況や学生の動向等に関する情報を収集し、分析を行う必要がある。例えば、平成 27（2015）年度には、「学生タイプ別就職活動成功事例及び対応策一覧」を作成し、また、全教職員対象に行ったアンケートデータに対して ABC 分析を行い、本学学生の特徴を明らかにした。

3) キャリア教育関連授業等における参加者のアップとそのレベルアップ

キャリア教育関連授業等としては、特に、「キャリアプランニングⅢ」、「インターンシップ」、「1day 就活塾」、「SPI 対策講座」に力を入れた。全体的に見ると、受講者は増加傾向にあると言えよう<下記資料 N3～N6 参照>。レベルアップに関しては、例えば、「キャリアプランニングⅢ」の評価方法をより厳格化し、授業に対する動機付けの向上を図った。

4) 企業等に関する情報の提供

年間 20 件以上のペースで学内企業説明会を実施し、就職に関する情報はかなり提供できていると思われる<下記資料 N7 参照>。

5) 教学・他部署等との連携

教学と連携に関しては、キャリア支援委員会を通して行い、キャリア教育全体の円滑化を図った。下記はその例である。

例 1) 留学生対象科目「キャリア日本語」のゲストスピーカーとして授業の一部にキャリアセンタースタッフも加わり、就職活動における致命的なミス防止や稚拙な表現の改善方法等に関する情報を提供した。

例 2) 日本人学生対象科目「日本語リテラシーⅠ」のゲストスピーカーとして授業の一部にキャリアセンタースタッフも加わり、「日本語リテラシーⅠ」での学修事項と将来の就職活動が有機的に関連していることを伝えた。

他部署との連携に関しては、例えば、本学の教育活動を就職に結び付けるワーキング・グ

ループの会合（ANA 総合研究所所員、学校法人長崎学院法人事務局、教育支援課、キャリア支援課の代表が参加）を開いた。そこでは、学生の多くが希望する業種における労働市場ニーズを踏まえ、教育目標や DP におけるキャリア教育等を検討した。

就職率 100%を目指し、日々、学生の社会的・職業的自立を支援しているが、平成 26(2014)年度から平成 28 (2016) 年度の就職率の平均が 97%<資料 N11 参照>であることを考えると、学生の社会的・職業的自立のための環境整備はある程度なされていると言えよう。

以上より、本学では教育課程内外を通じた社会的・職業的自立に関する支援体制が十分に整備されていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

上述の取り組みには、例えば、1) 目標設定における妥当性や実現可能性の問題、2) 取り組みにおける質的チェックの問題、3) 取り組みに対するフィードバックや継続性の問題、等がある。このような問題点や学生に対する社会的・職業的自立支援の本質を踏まえ、本学のキャリア教育において改善・改革をしなければならないことを以下にまとめる。

- ①キャリア教育に関する学生のニーズや実態を体系的に把握、理解する。
- ②就職率を「数と質」の観点から再考し、キャリア教育の目標を再設定する。
- ③教学全体におけるキャリア教育の位置づけを明確にする。
- ④キャリア教育に関する情報の纏め方、活用方法を定め、キャリア教育に関する情報の共有化を促進する。

キャリアセンター基礎情報（平成 26～平成 28 年度）*

	項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
N1	来室者数	3,830	4,433	5,039
N2	模擬面接者数	156	181	235
N3	キャリアプランニングⅢ履修者数	83	97	110
N4	インターンシップ履修者数	17	32	16
N5	1day 就活塾受講者数	25	31	27
N6	SPI 対策講座受講者数	15	20	37
N7	学内企業説明会実施件数	21	27	25
N8	企業訪問件数	77	49	17
N9	企業来学件数	191	168	152
N10	委員会実施回数	10	8	8
N11	就職率	97.1	94.6	98.1

*年度により学生の全体母数が違うので、単純比較には注意を要するが、大まかな傾向を掴むことは可能である。

[エビデンス]

(1) 過去3か年の自己点検・評価結果

(2014年度)

- 8-1. キャリア教育充実
- 8-2. 職業教育としての専門教育プログラム、教職課程改革
- 8-3. 効果的な就職支援活動プログラム開発プロジェクト
- 8-4. 地域社会、産業界等、家庭・保護者、関連行政機関との連携推進プロジェクト

(2015年度)

- 8-1. キャリア教育充実のためのプロジェクト
- 8-2. 職業教育としての専門教育プログラム、教職課程改革プロジェクト
- 8-3. 効果的な就職支援活動プログラム開発プロジェクト
- 8-4. 地域社会、産業界等、家庭・保護者、関連行政機関との連携推進プロジェクト

(2016年度)

- 2-18. 留学経験者に対するアフターケア及びキャリア支援の強化
- 8-1. キャリア教育充実のためのプロジェクト
- 8-2. 職業教育としての専門教育プログラム、教職課程改革プロジェクト
- 8-3. 効果的な就職支援活動プログラム開発プロジェクト
- 8-4. 地域社会、産業界等、家庭・保護者、関連行政機関との連携推進プロジェクト

(2) その他

[長崎外大ビジョン 21]

基軸1 / 8. 就職率100%を目指すキャリア教育と就職活動支援プログラム

2-4. 学生サービス

2-4-①学生生活の安定のための支援

留意点（旧基準 2-7 の一部）

学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能させているか。

奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。

学生の課外活動への支援を適切に行っているか。

2-4. 学生サービス

2-4-①学生生活の安定のための支援

[自己評価]

・学生の厚生補導を担当する組織として学生支援委員会と学生支援課を置き、他部署と連携して学生支援を行っている。学生情報共有のため、学生カルテへの記入促進を呼び掛け、更に迅速で適切な対応をはかるため、学生カルテへの書き込みがあった場合、学内教職員へメールで周知する機能を付加し、タイムリーに学生の動向が把握できるよう改善した。

・特別奨学金（SS-1、SS-2 奨学金）および特別支援奨学金を受給する学生の成績をより公平に評価するため、成績基準に f-GPA による判定方法を導入した。入学時からの通算成績である累積 f-GPA を用いることにより 4 年間を通して不断の学修を勧奨することができた。また、勤労奨学金制度にはコストスペースや語学村での「学内ワーク」を行う SA 業務を導入し教育的効果を高めた。

・課外活動団体へは大学・保護者会・学友会それぞれから支援金を支給している。また、学外における活動として平成 27（2015）年度からスタートした全国外大連合連携プログラム「通訳ボランティア育成セミナー」への参加へは大学・保護者会・同窓会の三者から旅費支援を行い、これまでに延べ 96 名の学生が参加した。

以上のとおり、従来の制度を見直し、新たな試みを導入することより、学生生活の安定のための支援が効果的に行われている。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①学生カルテへの書き込みの更なる徹底

②奨学金の f-GPA による受給資格判定基準に関し、その教育的効果・経済的効果の検証

③第 2 学年の約半数が 1 年間の海外留学をするため学内サークルや学友会活動の引継や運営がスムーズに行かないケースもあるため、サークル内での情報共有の指導を徹底する。

[エビデンス]

(1) 過去 3 か年の自己点検・評価結果

(2014 年度)

2-17. 奨学金制度の見直し

7-1. 学生支援連携体制の構築プロジェクト

- 7-2. 経済的支援検討プロジェクト
- 7-3. 退学者低減対策プロジェクト
- 7-4. 学生向けサービスの充実
- 7-5. 危機管理体制の整備
(2015年度)
- 2-14. 奨学金制度の総合的な見直し
- 7-1. 学生支援連携体制の構築プロジェクト
- 7-2. 退学者低減対策プロジェクト (重点事業)
(2016年度)
- 2-17. 奨学金制度の見直し
- 7-1. 学生支援連携体制の構築プロジェクト
- 7-2. 経済的支援プロジェクト
- 7-3. 退学者低減対策プロジェクト

- (2) その他

[長崎外大ビジョン 21]

基軸 1 / 7. 学生の多様なニーズにこたえる学生支援の推進

2-5. 学修環境の整備

2-5-①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-②実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④授業を行う学生数の適切な管理

留意点（旧基準 2-9）

教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設などの施設設備を適切に整備し、かつ有効に活用しているか。

教育目的の達成のために、快適な教育研究環境を整備し、有効に活用しているか。

適切な規模の図書館を有しており、かつ、十分な学術情報資料を確保しているか。

開館時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備しているか。

教育目的の達成のため、コンピュータなどの IT 施設を適切に整備しているか。

施設・設備の安全性（耐震など）を確保しているか。

施設・設備の利便性（バリアフリーなど）に配慮しているか。

施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げる仕組みを適切に整備し、施設・設備の改善に反映しているか。

授業を行う学生数（クラスサイズなど）は教育効果を十分上げられるような人数となっているか。

2-5. 学修環境の整備

2-5-①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

[自己評価]

文部科学省私立大学教育研究活性化設備整備補助金（平成 25(2013)年度～）の採択を受け、一部大教室をのぞいて、教室のアクティブラーニング化を実現した。また、IT 教室の PC のアップデートを行い、最新の情報環境に対応している。M204 教室のスタジオ化により、反転授業や教育活動と学修内容の社会への公開の環境が整備された。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①中小規模教室環境のアクティブラーニング化は進んだが、大教室のアクティブラーニング化は未達成であり、大教室でのアクティブラーニングが可能となるような教室整備の早期実現をはかりたい。
- ②授業外学修や反転授業、補修などさまざまな学修スタイルのため、M204 教室スタジオの積極的活用に取り組むこと。

2-5-②実習施設、図書館等の有効活用

[自己評価]

文部科学省「私立大学等改革総合支援事業」への採択に伴い申請可能となる、教育研究活性化設備整備費補助金に申請し、直近では主に以下の設備の導入・拡充を実施した。

- ・411 ホールにビデオ映像収録システムを導入。学生による各種プレゼンテーションや留学説明会・外国語スピーチコンテストの様相等の動画収録・学内外配信が可能となった。
- ・e-learning システムの導入。学生の自学自修による TOEIC・TOEFL テスト対策の充実が図られた。
- ・アンペロス寮にラーニングコモンズを設置。電子黒板、web 会議システム等による留学中の学生とのリアルタイム通信が可能となった。
- ・体育館の音響機器刷新、及び電子黒板・マルチモニタの導入。近隣小・中学校との交流型イベントに活用。
- ・学生食堂の一角に語学村（別称：talk⁶）を設置。外国語ランチミーティング及び留学生とカンパセーションパートナーの交流空間として活用。

これらの設置・拡充により、例えば 411 ホールでは既存の同時通訳システムとの併用によりアクティブラーニングとしての効果が相乗して高まり、また e-learning システムは導入以来高い稼働率を誇り、学生の相対的な英語学修時間が増加する等の可視的効果が表れている。

また、マルチメディア・ライブラリーについては、平成 24（2012）年度より開始した「図書等教育環境充実に関わる寄付事業」を平成 26（2014）年 9 月末まで実施し、これを財源とする蔵書の新規購入を実施した。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①上記設備の活用についての学生への周知・情報提供の強化。これにより、自学自修への活用頻度を更に向上させるとともに、学生の発案によるイベントの実施など、学内外の活動の更なる活性化を図る。

2-5-③バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

[自己評価]

本館建造物のバリアフリー化については、平成 28（2016）年度までの検討を終えた。平成 29（2017）年度に、駐車場から本館 1 階エントランスに至るまでのスロープ敷設工事、本館 1 階東側エントランス及びマルチメディア・ライブラリー入口を自動ドアとする工事、全館の身障者用トイレの利便性向上を企図した改修工事を実施予定である。

また、国際寮アンペロスに車椅子利用の入寮者を迎えるのに合わせて、法人公用車として車椅子積載可能な乗用車を購入・配備しており、施設のみならず設備の整備も進めている。

以上のことから、バリアフリー化への対応は未対応であり、今後対応が求められる。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①利用者による意見・要望を不断に収集し、更なる施設改善の指針策定に役立てる仕組みの確立

2-5-④授業を行う学生数の適切な管理

[自己評価]

大学設置基準第 24 条に定めるところにより、授業のクラスサイズについては、授業の内容、教室の状況、学生の履修状況などとの関連で適正化がはかれるように努めている。

「日本語リテラシー」科目や語学科目においては、その科目の性格により 20 人もしくは 40 人程度を上限とし、授業の運営に支障がないように対応している。教養科目や一部の学科専門教育科目には、学部合同の授業のため 1 クラスの学生数が相対的に多くなっている科目もあるが、概ね適正なクラスサイズで授業が実践されているといえる。

このように、授業を行う学生数（クラスサイズ）は教育効果を十分に上げられるよう適切に管理されていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

授業を行う学生数のさらなる適切な管理に資するため、①やや大人数の授業科目を単純にクラス分割するクラスサイズの少人数化、②1つの授業科目を同教室内で複数教員が担当、③大教室でも可能なアクティブラーニング手法の導入、といった、クラスサイズとは別の側面から、授業を適切に運営できる授業アプローチを検討する。

[エビデンス]

(1) 過去 3 か年の自己点検・評価結果

(2014 年度)

※報告書末尾の管財課関連項目

※報告書末尾のマルチメディア・ライブラリー事務室関連項目

(2015 年度)

22. 教育研究メディアセンターの機能充実（戦略外）

24. 危機管理システムの再構築（戦略外事業）

(2016 年度)

4-5. 学生の代表と大学の運営責任者等の懇談会【のうち③】

22. 教育研究メディアセンターの機能の充実

24. 危機管理システムの再構築

(2) その他

2014 年度 文部科学省私立大学教育研究活性化設備整備補助金申請書

2015 年度 文部科学省私立大学教育研究活性化設備整備補助金申請書

[長崎外大ビジョン 21]

なし

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

留意点（旧基準 2-7 の一部）

学生に対する健康相談、心的支援、生活相談などを適切に行っているか。

学生サービスに対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学生サービスの改善に反映しているか。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

[自己評価]

学期毎に行われる学生による「授業評価アンケート」調査、学生による授業評価に対する「授業評価へのレスポンス」を教員が回答することによって、教育目標の達成状況の点検、評価、振り返りを行っている。

また、毎年「学生意識調査アンケート」を行って、学生の生活面と学修面に関する調査を実施している。学修面においては、〈学修一般〉〈授業選択〉〈授業一般〉〈学修時間〉についてアンケートが行われ、集計・分析している。

これらをもって、FD 研修、シラバスの改善、授業計画の設計などに活用されている。

こうした学生への調査等により、様々な側面から学生の学修状況や要望などを把握し、学修支援の改善に取り組んでいると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①大学のユニバーサル化への学修支援の仕組み作り（例えば学修支援センターの設置など）が残された課題である。

2-6-②心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

[自己評価]

・年に1回の学生意識調査により、学生生活に関する学生の意見・要望を把握している。この中でカウンセリングルームのニーズに関する分析結果により、本来カウンセリングを受けるべき精神的に不安定な学生が潜在的に存在することを捉えた。教員から集めた情報も合わせて対策を検討した結果、カウンセリングルーム開室時間を拡充することにした。

・上記に関連して、問題を抱えた学生の情報を共有するため、2ヵ月に1度のペースで教職員が集まり協議する休退学防止連絡会議を平成 29（2017）年度より実施予定である。

・学生1人に教員1人がつくアドバイザー制度により、常に相談できる体制を整えている。また、小規模校であるため教員はアドバイザーとしてのみならず、授業の担当者として学生と接することも多く、あらゆる場面で学生の悩みや意見、要望を吸い上げ把握することができる。

以上のとおり、アドバイザー制度、カウンセリングルームの活用を通してきめ細かなサポート体制が取られている。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①学生と面談した際は学生カルテへの書き込みを行うことになっているが、学生カルテへの記入を失念するケースも見受けられるため、更に徹底をはかる。
- ②心身に問題を抱えた学生のアドバイザーや関係部署が、その対応に相当の時間を費やしたり、解決策が見いだせないケースもある。休退学防止連絡会議での情報共有と協働体制の確立を図り、またカウンセリングルームとの連携を強化する。

2-6-③学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

[自己評価]

- ・学生意識調査により学習環境に関する学生の意見・要望を把握している。
- ・学生食堂について、法人事務局担当者・学友会・学生支援委員・学生食堂業者が集い、意見交換を行った。業者により学生食堂に意見箱が設置され、学生の食堂に対する要望を吸い上げ、その調査結果が反映される道筋をつくることができた。
- ・トイレに関する要望を受けて、トイレに引戸を設置。
- ・車椅子利用者専用機の購入。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①学生意識調査や授業評価アンケート等、複数のデータを組み合わせたクロス分析を行う。
- ②各調査データのより詳細な分析とPDCAサイクルへの活用、および学生へのフィードバック方法の検討。

[エビデンス]

(1) 過去3か年の自己点検・評価結果

(2014年度)

4-4. IR プロジェクト (大学として学生からアンケート調査、学生の実態調査を行う事により、その希望や意見を聴取し、活用する)

4-5. 学生の代表と大学の運営責任者等の懇談会を実施し、希望や意見を聴取する

(2015年度)

4-4. IR (Institutional Research) プロジェクト (大学として学生からアンケート調査、学生の実態調査を行う事により、その希望や意見を聴取し、活用する)

<p>4-5. 学生の代表と大学の運営責任者等の懇談会 (2016年度)</p> <p>4-4. IR (Institutional Research) プロジェクト (大学として学生からアンケート調査、 学生の実態調査を行う事により、その希望や意見を聴取し、活用する)</p> <p>4-5. 学生の代表と大学の運営責任者等の懇談会 (17-3. 理事長、学長、大学事務部署による卒業生・保護者との連携プロジェクト)</p> <p>(2) その他</p>
<p>[長崎外大ビジョン 21]</p> <p>基軸 1 / 教員主体から学生主体への教育の転換</p>

3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

留意点（旧基準 2-4）

教育目的を踏まえ、卒業の認定に関する方針を定め、公表しているか。

単位認定、進級及び卒業・修了要件を適切に定め、厳正に適用しているか。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

[自己評価]

本学の建学の精神と教育目的に基づくディプロマ・ポリシーはすでに策定され、これを公開（HP 上など）し周知を図っている。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①現在のディプロマ・ポリシーの点検・評価は平成 28（2016）年度中に行い、平成 29（2017）年度 4 月に評価後の新たなディプロマ・ポリシーを公開する。時宜を得て、不断に見直すことは言うまでもない。

3-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

[自己評価]

単位の計算方法については大学設置基準第 21 条に基づき本学学則第 27 条によって、また、単位の認定については大学設置基準第 21 条に基づき学則第 28 条と「試験規程」第 4 条により定め、これを公開（学生要覧、HP 上など）し周知を図っている。

成績評価基準はシラバスで予め明示して、これを公開（HP 上）し周知を図っている。

成績結果については、学期毎（9 月と 3 月）に保護者と学生に通知している。

本学では進級基準に関する要件はないが、GPA による段階的な履修指導や学生指導にあたっている。

卒業認定については、学校教育法第 87 条および大学設置基準第 32 条に基づき、学則第 34 条によって卒業要件が明確に定められたうえで、これを公開（学生要覧、HP 上など）し周知を図っている。また、学校教育法第 104 条、大学設置基準第 32 条および学位規程第 2 条に則り、学則第 36 条において学位授与要件を定めており、これも公開（学生要覧、HP 上など）し周知を図っている。

このように、ディプロマ・ポリシーを踏まえた本学学則によって、単位認定基準、卒業認定基準、学位授与基準等の策定と周知については、適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①成績結果は、平成 29 (2017) 年度に各自「ポートフォリオ」上で確認できるようにし、単位認定、成績結果などへのアクセスを低くすることで、さまざまな基準の可視化を図っていく。

3-1-③単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

[自己評価]

単位の計算方法については大学設置基準第 21 条に基づき本学学則第 27 条によって、また、単位の認定については大学設置基準第 21 条に基づき学則第 28 条と「試験規程」第 4 条により定められている。

成績評価基準はシラバスで予め明示しており、その評価は多角的評価方法に則っておこない、ルーブリックを活用した成績評価も推進している。

成績結果については、学期毎 (9 月と 3 月) に保護者と学生に通知しており、平成 28 (2016) 年度から成績について「異議申し立て」を制度化し、より厳密な成績評価体制を取った。

平成 26 (2014) 年度から GPA(Grade Point Average)制度を導入し、さらに厳格な成績評価の運用を始めた。本学では進級基準に関する要件はないが、GPA による段階的な履修指導や学生指導にあたっている。

卒業認定については、学校教育法第 87 条および大学設置基準第 32 条に基づき、学則第 34 条によって卒業要件が明確に定められたうえで、その認定は教育支援委員会、教授会の判定を経て学長により適切に行われている。また、学校教育法第 104 条、大学設置基準第 32 条および学位規程第 2 条に則り、学則第 36 条において学位授与要件を定めている。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①各授業科目の単位数の計算方法については、教室内での授業形態や授業方法の多様化、また教室外での学修 時間確保や授業外学修形態の進展、授業回数の変則化などにあわせて、柔軟な対応が必要になると考えている。
- ②卒業認定における GPA 要件の設定や GPA による学修指導体制を規定化しているが、実際に運用されて以降に改定や見直しなど行う必要があると考えている。
- ③アセスメント・ポリシー、ディプロマ・サプリメントの策定

[エビデンス]

(1) 過去 3 か年の自己点検・評価結果

(2014年度) (2015年度) (2016年度)

- * 学則 (第 27 条) (第 28 条) (第 34 条) (第 35 条) (第 36 条)
- * カリキュラム・マップ
- * 試験規定および履修規定
- * 学位授与規程
- * 各年度各期卒業判定教育支援委員会・教授会資料および議事録

(2) その他

[長崎外大ビジョン 21]

基軸 1 / 2. グローバル人材育成のための教育体系の再構築と教育プログラムの開発

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④教養教育の実施

3-2-⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施

留意点（旧基準 2-2、2-8 の一部）

教育目的を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針を定め、公表しているか。

教育課程の編成及び実施に関する方針は、卒業の認定に関する方針との一貫性が確保されているか。

教育課程の編成及び実施に関する方針に即した体系的な教育課程を編成しているか。

授業内容・方法などに工夫をしているか。

教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用しているか。

履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。

教養教育を行うための組織上の措置及び運営上の責任体制が確立しているか。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

[自己評価]

ディプロマ・ポリシーに基づくカリキュラム・ポリシーの策定はすでになされており、これを公開（学生要覧、HP 上など）し周知を図っている。

このように、カリキュラム・ポリシーの策定と周知は適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①現在のカリキュラム・ポリシーの点検・評価は平成 28（2016）年度中に行い、平成 29（2017）年度 4 月に評価後の新たなカリキュラム・ポリシーを策定し公開する。時宜を得て、不断に見直すことは言うまでもない。

3-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

[自己評価]

本学は 1 学部であり、カリキュラム・ポリシーは、その学位授与方針であるディプロマ・ポリシーに基づく教育目標とともに設計され策定されており（教養教育、専門教育、語学教育など適切な課程編成による科目配置と単位設計）、一貫性は担保されている。カリキュラム・ポリシーを実質化するためにディプロマ・ポリシーで育成する能力について

各観点別に評価するためのカリキュラム・マップを作成した。これらを、入学時のオリエンテーションや「学生要覧」、シラバス、HP等を通して周知している。

このように、カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーに基づき適切に策定されていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①現在のカリキュラム・ポリシーの点検・評価は平成28(2016)年度中に行い、平成29(2017)年度4月に評価後の新たなカリキュラム・ポリシーを策定し公開する。時宜を得て、不断に見直すことは言うまでもない。

3-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

[自己評価]

「語学力を磨き」、「コミュニケーション能力」を身につけ、「人間力」を鍛えることによって、真の対話と相互理解によって共通の目標を一致協力して実現する力を備えた人材を養成するとして教育目標に基づき、教育課程の基本編成方針であるカリキュラム・ポリシーを設定し、各授業科目をこの教育課程上に位置づけるカリキュラム・マップを作成、各科目の規定を行っている。これに連動した科目内容と計画にそった各授業による教育課程の体系化に取り組んでいる。

- ①大学設置基準第19条第1項、第19条第2項および第20条に基づき、本学の教育課程は大きく〈教養科目〉〈語学科目〉〈専門教育科目〉〈自由選択科目〉の科目群から編成されており、各授業科目は必修科目と選択科目に分けられ、順次制(ナンバリング)により適切に配当されている。

- ②こうしたカリキュラム・マップによって配置された各科目は、大学設置基準第25条第2項に則り、本学学則第25条第3項によりシラバスを作成し、科目の目標や授業計画や成績評価などについて明示している。

また、体系的な教育課程編成を維持するため、大学設置基準第27条第2項に則り、単位の過剰登録を防ぐための取り組みを本学「履修規程」第5条において、 Semester毎の履修単位数の上限設定(キャップ制)によって行っている(原則20単位)。

教育課程編成方針に沿った体系的なカリキュラムを編成しており、また履修登録単位の上限設定をするなど、それぞれについて適切に行っていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①教育目標およびカリキュラム・ポリシー（カリキュラム・マップおよび科目規定）および科目設計は、ディプロマ・ポリシーに照らし、社会的必要性に適っているか不断に点検・評価していく。

3-2-④教養教育の実施

[自己評価]

本学の教養教育については、教育研究推進委員会が運営上の責任を担い、学部や学科の意見や要望を反映させつつ、本学の体系的な教育課程編成において、教養教育の各科目がその目的に沿って適切に配置されるよう必要な検討、調整が行われており、カリキュラム・マップによる大区分、中区分の教育目標に適うよう各授業科目を配置し教養教育を体系的に編成している。

このように、教養教育の実施については適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①単なる一般教育でも専門教育の下請けでもない、真の教養教育の重要性が高まっているとの認識から、建学の精神および教育理念に鑑みて必要とされる本質的な教養教育とは何かを教育課程全体のフレームの中で具現化すべくこれに取り組む。

3-2-⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施

[自己評価]

①本学教養教育科目の特徴といえる初年次教育科目としての「日本語リテラシー」は、各学年の担当者間で統一シラバスとして明示し、テキスト、教育目標、授業計画、評価基準・方法のみならず、授業外学修の指示、期末レポートのテーマなども担当者間で協議・連携しながら進めている。

②教養教育科目の「キャリアプランニングⅠ・Ⅱ・Ⅲ」は1年生から3年生までの学年ごとの系統的な発展的科目であり、1年次からの年次進行としている。

③語学科目では、英語ではプレイスメントテスト等による習熟度別クラス編成を行っており、基礎的な科目群《CORE科目》と、高度なスキルの学習を狙った科目群《ACE科目》(Advanced Communicative English)からなる一貫した教育課程システムを行っている。

④初修外国語では、初歩から学ぶことを前提としたカリキュラムであるが、既修学生が一

定数いる場合には、初修学生クラスと分けるなど、学生個々の学修に配慮した体制も取っている

⑤「専門教育プログラム」は、学生が自らの関心や将来の進路志望に従って習得すべき履修モデル（授業科目群）となっている。

⑥「プロジェクト」科目は通常の教室での授業とは異なり、学生のグループ活動やフィールド調査などの実践を重視する課題解決型授業であり、実社会が求める実践力・問題解決能力＝人間力の養成を目的としているといえる。

こうした科目は、教育課程編成方針に沿った体系的なカリキュラムに位置づけられており、いずれの授業もそのための授業内容・方法等に工夫を行い、FD研修を通してアクティブラーニング手法を効果的に実践するなど、それぞれについて適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①教授方法の工夫・実践にかかわるシラバスは毎年改訂され充実してきているが、履修者による授業評価や教員のFD研修などにより、更にPDCAを実行し充実したものにす。教育課程の「見える化」を促進し、より実効的なものとする。

②授業内で学生が主体的に学ぶための方策を検討し、課題発見力、問題解決力、コミュニケーション力の育成につなげるための研究を行う。

[エビデンス]

(1) 過去3か年の自己点検・評価結果

(2014年度) (2015年度) (2016年度)

- * 学則 (第1条) (第2条) (第4条) (第25条)
- * ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーHP 掲載 資料
- * カリキュラム・マップ HP 資料
- * 「日本語リテラシー」シラバス
- * プレイスメントテスト(英語) 資料
- * 外国語科目(英語)の履修について (『学生要覧』)
- * 専門科目プログラム一覧 (『学校案内』)
- * プロジェクト科目資料 (募集・報告会資料)
- * 履修規程
- * 履修上限について (『学生要覧』)

(2) その他

[長崎外大ビジョン 21]

基軸1 / 2. グローバル人材育成のための教育体系の再構築と教育プログラムの開発

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

留意点（旧基準 2-6）

- 学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価しているか。
- 点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

[自己評価]

「シラバス」において、ディプロマ・ポリシーによる観点別評価に基づき、各授業科目の目標及び到達目標を明らかにしているが、これを学期毎に行われる学生による「授業評価アンケート」調査、学生の授業評価に対する「授業評価へのレスポンス」の教員からの回答によって、教育目標の達成状況の点検・評価・振り返りを行っている。

また、こうした本学のディプロマ・ポリシーの各項目に関する学修成果の到達度を自己評価させる「自己点検アンケート」を半期に一度全学年を対象に実施しており、卒業時にも4年間の学修成果をはかる上でアンケート（卒業アンケートと併せて）を実施し、点検・評価を行っている。

こうした学生への状況調査等により、様々な側面からの学修成果の点検・評価に取り組んでいると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①成績評価と学生による自己評価を中心に評価一般について研究し、学修成果の可視化を促進するとともに、研究成果を大学全体で共有することにより、学生自身が学修成果を学期途中で把握できるようにし、学生が学修到達目標を達成するためのサポートを行なう。（概括的評価から形成的評価の導入へ）
- ②「授業評価アンケート」、「学生意識調査アンケート」、「卒業アンケート」は各委員会にまたがり、また類似のアンケート項目も見受けられることから、委員会横断で連携し、教員・学生双方にとってより効果的・効率的な状況の把握と、点検・評価方法の開発を行う。

3-3-②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

[自己評価]

「授業評価アンケート」の結果については、授業改善に生かすため各教員に担当授業の評価結果を配布し、全てのデータと自由記述コメント、学部教育課程については学部長、教養教育課程については教育支援部長のコメントを付した上で、学生や教職員がライブラリーで自由に閲覧できるようにしている。

「シラバス」において、教員による授業の振り返り、授業評価へのレスポンスなどを記載できるようにし、学生へのフィードバックとしている。シラバス作成について「マニュアル」を作成し、毎年改訂を行い、授業科目の履修に関する学生への教育内容・方法の周知に過不足がないようにしている。記載に不備がある場合には、専任・非常勤問わず修正、追加記載等を教育支援委員会（2017年度以降シラバス改善委員会）から求めることにしている。

こうした振り返り、授業改善、説明責任は、教育内容・方法及び学修指導の改善およびフィードバックに寄与しているものと自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①さまざまな取り組みを行っているが、それ故に建て付け的に行われてきたので、制度的に系統だった学修成果の点検・評価方法の確立が課題である。

[エビデンス]

(1) 過去3か年の自己点検・評価結果

(2) その他

- ・学則、教育研究推進委員会規程
- ・ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー (HP)
- ・各年度 FD 研修会プログラム
- ・各年度「授業評価アンケート」
- ・各年度授業科目「シラバス」・「シラバス作成マニュアル」
- ・各年度「学生意識調査」
- ・各年度「卒業アンケート」
- ・各学期「観点別評価（就業力）アンケート」

[長崎外大ビジョン 21]

基軸1 / 4. 教員主体から学生主体への教育の転換

4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-①大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

留意点（旧基準 3-3、3-5 の一部）

大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。

大学の意思決定及び業務執行が大学の使命・目的に沿って、適切に行われているか。

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されているか。

副学長を置く場合、その組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。

教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。

教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知しているか。

使命・目的の達成のため、事務体制を構築し、適切に機能しているか。

事務の遂行に必要な職員を確保し、適切に配置しているか。

業務執行の管理体制を構築し、適切に機能しているか。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-①大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

[自己評価]

学校教育法（第92条第3項）に基づき、本学学則は、「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と規定している（第6条第1項）。この規定に則り、平成26（2014）年度に、学長が戦略的に大学をマネジメントできるガバナンス体制の再構築と学内規程の整備を行い、大学の意思決定の権限と責任が明確にした。

（1）学長のリーダーシップの確立

①「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」副学長を置き、学則に規定した（第6条第2項）。また、副学長を「総括副学長」とし、「総括副学長の校務分掌に関する規程」（平成27（2015）年7月1日制定）を学長裁定として定め、教育・学生支援・研究と国際連携・社会連携・広報の公務をそれぞれ2名の総括副学長に権限を委譲している。

②大学協議会の設置

学長が議長を務める「大学協議会」が置かれ、教育研究に関する重要事項を審議し、また教学方針の企画立案を行っている。

③学長裁量経費の確保

外大ビジョン 21 に基づく全学的な研究（①グローバル人材育成②地域課題解決のための研究）推進を推進するために学長裁量経費を確保し、審査を経て支出している。

④組織再編

平成 28（2016）年度、外大ビジョン 21 に基づき、新長崎学研究センターの設置に向けた準備を行った。

（2）学長の選考、業績評価

平成 27（2015）年 12 月 1 日改正学長選考規程及び学長選考委員会規程が整備され、学長選考委員会が学長候補者の選定及び学長の職務状況の評価を行うことになった。

（3）教授会の役割の明確化

学校教育法（第 92 条第 2 項・第 3 項）に基づき、平成 27（2015）年 4 月 1 日、学則及び教授会規程を整備し、「学則第 11 条第 2 項第 3 号「教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項」を別に学長裁定として定めた。

（4）役職者の役割の明確化

部長、センター長、委員長等、役職者の役割を明確化するために、平成 27（2015）年度に関係規程の整備を行った。

以上の外大ビジョン 21 に基づくガバナンス改革プロジェクトにより、教学大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長のリーダーシップは確立され、適切に発揮されていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①総括副学長を置き、公務分掌を規程で定めているが、総括副学長の権限と責任の範囲は必ずしも明確ではなく、学長の補佐体制としてより実効性のある工夫が必要である。
- ②教授会の必須の審議事項については、学則、教授会の審議事項に関する学長裁定及び教授会規程に定めているが、様々な教学改革を推進するためには、その他の審議事項についても教授会における活発な意見交換が望ましい。
- ③大学協議会、教授会、学部運営会議の、より機能的な役割分担と連携が求められる。

4-1-②権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

[自己評価]

教学マネジメントとは、大学が自らの使命や教育理念を踏まえて策定した 3 つのポリシーに基づく体系的で組織的な教育活動の展開、学生の能動的・主体的な学修を促す取組等の充実、学修成果の可視化や PDCA サイクルによるカリキュラム・マネジメントの確立が可能となるような内部質保証の“仕組み”をいう。

このような“仕組み”として、学長のリーダーシップの下、以下の組織が規程に定められたそれぞれの権限と責任に応じて、3つのポリシーに基づく教学マネジメントを行っている。

- 1) 大学協議会—学長が議長となり、①本学の教育研究の基本方針に関する事項、②教育課程の編成に関する方針に係る事項、③学生の入学、卒業又は課程の終了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項などの教育研究に関する重要事項を審議する最高意思決定機関である。
- 2) 教授会—教授会規程第3条第2項に定める「教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項」として「教育課程の編成」を定めている（教授会の審議事項に関する学長裁定）。学長が議長となる。
- 3) 学部運営会議—学部長が議長となり、学部教育について①教育研究計画の立案に関する事項、②教育研究計画の実施に関する事項を審議し、またその実施に責任を持つ。
- 4) 教育支援委員会—教育支援部長のリーダーシップの下、大学協議会の基本方針の下、学部運営会議と連携しながら、学士教育課程及び授業について審議し、その実施に責任を持つ。

PDCAに基づく質保証のための自己点検評価は、大学協議会、自己点検評価運営会議、各自己点検評価委員会からなる組織体制によって実施されている。また、FD・SD等の「教員及び学部全体の教育の資質・能力の向上と開発」のために、教育研究推進委員会が設置されている。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①内部質保証のための教学マネジメントの“仕組み”として、各種委員会等が適切に機能しているかどうか、再点検を行う。

4-1-③職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

[自己評価]

平成29(2017)年4月1日に施行された改正「大学設置基準」第2条第3項の規定する、「教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意する」体制を構築するため、事務職員の配置は、あくまで人員数の維持計画に基づきながら、計画的な採用・異動として実施されている。

教職協働については、毎月1回、各課室長と教学部長及び本学院役員が一堂に会する運営協議会を開催し、学内の意思統一を図っている。また、教学の最高意思決定機関である大学協議会には法人事務局長、大学事務次長が構成員として配置されているほか、各種学内委員会には学長の任命に基づき最低1名の事務職員（主に課室長）が委員として配置され、教職協働による大学運営体制を担保している。更に、毎月2

回、事務部局間の横断的連携を確保するため課室長による会議を開催しており、役割分担の整理・明確化のための協議を実施している。

一方で、今後事務部門が更なる教学マネジメントの機能向上に資するためには、IR及び経営企画部門を担う専担部署の設置もしくは専任職員の配置が不可欠であるが、人件費等の問題により、これらは実現に至っていない現状である。

以上のことから、本学では現状の組織体制上において、事務課室における必要な職員の配置及び各課室の役割の明確化は達成されており、一定の教学マネジメント補佐機能を備えていると評価する。一方で、その機能を更に高度化させる新たな部署の配置に対して依然課題を残している。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①IR 専担部署の設置及び専任職員の配置、もしくは兼務を含めた担当者の配置
- ②経営企画専担部署の設置及び専任職員の配置、もしくは兼務を含めた担当者の配置
- ③教学マネジメントに資する事務職員の資質・能力の向上

[エビデンス]

(1) 過去3か年の自己点検・評価結果

(2014年度)

19-1 ガバナンス改革プロジェクト

(2015年度)

19-1 ガバナンス改革プロジェクト

(2016年度)

19-1 ガバナンス改革プロジェクト

(2) その他

- ・学則
- ・学長選考規程及び学長選考委員会規程
- ・教授会の審議事項に関する学長裁定 及び教授会規程
- ・総括副学長の校務分掌に関する規程
- ・その他、各種委員会規程等

[長崎外大ビジョン 21]

基軸5 / 19. ガバナンスの強化

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

留意点（旧基準 2-8 の一部）

□学位の種類及び分野に応じて、必要な各学科の専任教員を確保し、適切に配置しているか。

□専任教員の年齢のバランスがとれているか。

□教員の採用・昇任の方針に基づく規定を定めて、かつ適切に運用しているか。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

[自己評価]

教員の採用及び昇任は、「教員任用規程」「教員資格審査基準」「教員の昇任申請手続きに関する内規」に依拠して適切に実施されており、「人事委員会規程」に基づき、人事委員会が主管している。また学院の経営状況に即して、教育目的を十分に達成できる範囲内で人員の抑制を図っている。但し抑制ありきではなく、平成 28 (2016) 年度には日本語特別プログラムの留学生受け入れ数増加に対応するために日本語専任教員を増員するなど、教育課程の変遷に応じて柔軟な教員配置を実施している。

平成 29 (2017) 年 5 月 1 日現在の本務教員の年齢構成は、20 代 4 名、30 代 13 名、40 代 14 名、50 代 8 名、60 代以上 5 名と、概ねバランスの取れたものとなっている。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①特になし

4-2-②FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

[自己評価]

教育内容・方法の改善や向上を図るため、学生による授業評価、学部全体の FD 講演会や FD 研修会、ワークショップなどを実施している。教員各自の教授法の改善あるいはチームティーチングによる授業改革の推進など、広く教育支援、学生支援に関わる取り組みを行っており、FD 研修のテーマについては HP 上で公開している。なお、平成 28 (2016) 年度から、「外国語教育」をテーマとした FD 研修を継続で行っている。

また、こうした教育内容・方法等の改善の工夫・開発に貢献した教員を表彰する制度が平成 28 (2016) 年度から行われるようになった。

このように、FD 研修をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組みについては、教育研究推進委員会を中心に、全学的体制のもと適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①引き続き「外国語教育」をテーマとしたFD研修に取り組む。
- ②アセスメント・ポリシー、ディプロマ・サプリメントなど、学修成果の測定評価方法の研究開発及び学生の教室内外における十分な学修時間の確保、協同学修を可能にするラーニングコモンズを始めとする学修環境の整備・拡充など課題は山積みであるので、焦らず一つひとつ取り組んでいく。

[エビデンス]

(1) 過去3か年の自己点検・評価結果

(2014年度) (2015年度) (2016年度)

- * 教育研究推進委員会規程
- * 各年度FD研修プログラム 案内 HP資料
- * 長崎外国語大学教員表彰規程
- * 長崎外国語大学ベストティーチャー賞実施要項

(2) その他

- ・各年度 人事委員会・資格審査委員会 議事録
- ・学校法人長崎学院 経営改善計画実施管理表 平成28～32年度
- ・各種関連規程

[長崎外大ビジョン21]

基軸5 / 21. 教員・職員の職務遂行能力の開発と評価

4-3. 職員の研修

4-3-①SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

留意点 (旧基準 3-5 の一部)

職員の資質・能力向上のための研修 (SD) などの組織的な取組みを実施しているか。

4-3. 職員の研修

4-3-①SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

[自己評価]

大学設置基準第 42 条第 3 項の新設 (SD 義務化) に伴い、大学協議会において SD の概念及び関連規程の整備に着手し、平成 28 (2016) 年 4 月 1 日学長裁定により、SD の実施目的・求める教職員像・研修内容の範囲等を規定した「SD の実施方針・計画」を施行した。平成 29 (2017) 年 4 月 1 日時点で、以下の通りの概念区分及び主管部署の設定を終えている。

A 教員・職員を対象とした SD「全学 SD」...大学協議会・総務課が主管

B 既存の FD「教員 SD」...教育研究推進委員会が主管

C 職員を対象とした SD「職員 SD」...総務課が主管

このほか、平成 29 (2017) 年度からは年度当初に上記 A～C を包括した当該年度 SD 年間計画を機関決定し、これに基づき教育研究推進委員会と総務課が相互に連携を図りつつ、タイムリーな研修を逐次実施する等、計画に随時微修正を施しながら改善を図っている。

その一方で、特に事務職員においては研修内容が知識教授型のものに止まっており、大学運営に主体的に参画するアドミニストレーターとしての能力を養成する内容にまでは至っていない。また、「長崎外大ビジョン 21」が掲げるスタッフ・ポートフォリオの運用についても、関連の外部研修に事務職員を派遣して導入準備を行ってはいるものの、具体的施行に向けた動きには至っていない状況である。

以上のことから、本学の大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みについては、実施の枠組みや関連規程の整備状況、取組状況は十分なレベルにあるが、一方で研修の内容について特に職員 SD を中心に更なる質の改善を要するものと自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取組み]

①職員 SD の内容・質の改善 (知識教授型から経営・企画能力養成型へ)

②「長崎外大ビジョン 21」の定めるスタッフ・ポートフォリオの施行と効果的な運用体制の構築

③各種ジョブスキルの職位別・配属別の到達目標設定、及び職位・勤続年数等に応じた階層別研修の実施 (努力目標)

④事務職員個々の自己研鑽の奨励・促進、及びその誘因となる制度的枠組 (資格取得支援制度) の導入についての検討

[エビデンス]

(1) 過去3か年の自己点検・評価結果

(2014年度)

21-4. 階層別に求められる資質や能力と責任の明確化

21-5. SD 推進 (①基本研修[階層別研修、目的別研修]、②語学研修、③国際化に係る研修、④技術職員研修、⑤その他)

21-6. スタッフ・ポートフォリオの導入

(2015年度)

21-2. SD (Staff Development) の推進 基本研修 (階層別・目的別)・語学研修・国際化に係る研修・技術職員研修・その他

(2016年度)

19-2(21-5). SD 推進プロジェクト

21-4. 階層別に求められるスタッフの資質や能力と責任の明確化

21-6. スタッフ・ポートフォリオの導入

(2) その他

2016年1月18日 運営協議会議事録 ほか

[長崎外大ビジョン21]

基軸5 / 21. 教員・職員の職務遂行能力の開発と評価

4-4. 研究支援

4-4-①研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③研究活動への資源の配分

留意点（旧基準にない新設項目のため留意点不明）

4-4. 研究支援

4-4-①研究環境の整備と適切な運営・管理

[自己評価]

中期的には大学院の設置を目指し、建学の精神を涵養し、長崎における平和学・国際協力を構築するという2本の柱で研究を促進した。平成27(2015)年4月に、研究マインドを喚起する「70周年記念事業実行委員会」(小西委員長・学院宗教主任)を設置し、同年12月1日の創立記念日には研究の方向を探る記念誌『新「長崎学」への^{たびだち}出発』を発刊した。平成28(2016)年3月には建学の精神の研究として『近代国家「明治」の養父 G.F.フルベッキ博士の長崎時代』を刊行し、同年4月には、研究支援の推進組織として「新長崎学研究センター」を創設した。

年間を通じ、センターを中心とし、教員の研究マインドを喚起するために、

- ①科研費応募のために研修会を実施した。(平成28(2016)年10月20日)
- ②私立大学研究ブランディング事業に申請した。(平成28(2016)年8月)
- ③学長裁量経費による研究支援を実施した。
- ④センターの研究活動の方向性を探る研究集会を実施した。(平成29(2017)年3月24日)

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①研究業績の自己点検・評価および外部評価の仕組みと活用の点検、その改善。
- ②科研費応募のためのさらなる支援体制の強化。
- ③大学院設置の方向性についての検討開始。
- ④地域貢献のための研究を拡大する。
- ⑤客員研究員制度の導入に関する規約の整備。

4-4-②研究倫理の確立と厳正な運用

[自己評価]

教育研究推進委員会と連携して研究倫理の確立と厳正な運用に努め、科研費の申請にあわせて全学的なSD/FDを実施した。(平成28(2016)年8月18日・21日・24日)

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①科研費の獲得や、外部資金の取得を増やすとともに、その厳正な運用を図るため、さらにSD/FDを強化する。

4-4-③研究活動への資源の配分

[自己評価]

各研究者の研究活動への資源は運営費から分配されたが、新長崎学研究センターは、独自に運営費以外に研究寄付金による運営を計画している。初年度は、センターの趣旨に賛同する支援者から、運営のシードとなる寄付金を集めることができた。(平成 28 (2016) 年度 844,000 円/20 件)

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①寄付金制度の導入に関する規約の整備。
- ②寄付金の研究支援への配分ルールの確定。

[エビデンス]

(1) 過去 3 か年の自己点検・評価結果

(2014 年度)

- 10. 高度なグローバル人材育成のための大学院の設置
- 11. グローバル人材育成のための基盤となる研究の強化
- 12. 地域社会の課題解決に向けた研究活動の推進

(2015 年度)

- 10. 高度なグローバル人材育成のための大学院の設置
- 11. グローバル人材育成のための基盤となる研究の強化
- 12. 地域社会の課題解決に向けた研究活動の推進

(2016 年度)

- 10. 高度なグローバル人材育成のための大学院の設置
- 12. 地域社会の課題解決に向けた研究活動の推進

(2) その他

[長崎外大ビジョン 21]

- 基軸 2 / 1 1. グローバル人材育成のための基盤となる研究の強化
- 基軸 2 / 1 2. 地域社会の課題解決に向けた研究活動の推進

5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-①経営の規律と誠実性の維持

5-1-②使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③環境保全、人権、安全への配慮

留意点（旧基準 3-1）

組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営を行っているか。

使命・目的を実現するために継続的な努力をしているか。

質の保証を担保するための関連法令等を遵守しているか。

学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能しているか。

環境や人権について配慮しているか。

教育情報及び財務などの経営情報を公表しているか。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-①経営の規律と誠実性の維持

[自己評価]

「学校法人長崎学院寄附行為」第3条において「教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教精神に基づく学校教育を行い、もって有為な人材を育成すること」と規定した法人の目的に基づき、教育基本法及び学校教育法を遵守し、その趣旨に従い運営されている。また、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第16条に規定する監事監査を毎会計年度終了後二月以内に実施しており、いずれの年度においても、学院の業務状況および財産状況は適法であり、計算書類等の記載においても適法かつ正確に学院の収支状況を示している旨の所見が得られている。

更に、関連法令の改正等に対しては、その改正の趣旨を十分に踏まえた上で学内規程の速やかな改正に取り組んでおり、組織倫理の整備向上に着手できている。一例として、平成27（2015）年度に、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の発出に伴って学院規程の見直しを行い、省令の趣旨に基づいた経費管理の実施を目的として、既存の「公的研究費の取り扱い及び不正防止に関する規程」を増補・改訂した「公的研究費の管理に関する規程」を施行した。

以上のことから、学院の運営における経営の規律と誠実性が維持されているものと自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①関連法令の遵守徹底のため、関連法令改正に向けた動きを事前に察知し、学内規程改正準備に早期から着手できる体制の確立

5-1-②使命・目的の実現への継続的努力

[自己評価]

法人部門においては、平成 27 (2015) 年度に経営企画協議会規程を新設・施行し、法人の企画立案に係る事項を月 2 回のペースで審議しており、平成 28 (2016) 年度には計 22 回開催された。ここでは年度予算案、規程改定、労務・人事関連事項について協議している。

教学部門においては、同じく平成27 (2015) 年度に大学協議会規程を新設・施行し、当該会議にて教育研究の基本方針、中長期計画及び年度計画等の重要事項を月2回のペースで審議しており、平成28 (2016) 年度には計18回開催された。ここでは主に3つのポリシーの策定の基本方針、本学の建学の精神に基づいたキリスト教主義教育の教育課程上の位置付け等について協議しており、本学の使命・目的の実現に向けた継続的努力がなされている。

上記の経営企画協議会には学長及び 2 名の総括副学長が、大学協議会には法人事務局長及び事務局次長が、それぞれ構成員として参加しており、両会議は法人と大学の調整の機関としても機能している。

また、内部質保証に向けた PDCA サイクルとしては、後述 (6-1, 6-2, 6-3) する通り自己点検・評価システムが全学的かつ機能的に確立しており、長崎外大ビジョン 21 に基づき法人事務局及び大学を包括した自己点検・評価を実施し、翌年度以降の改善に役立てている。

このように、使命・目的の実現に向けて経営部門と教学部門が一体となって継続的努力に取り組む学内体制が確立されており、目標を達成していると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①教職員への使命・目的を更に浸透させる取り組みの充実
- ②使命・目的の実現に向けた努力の継続

5-1-③環境保全、人権、安全への配慮

[自己評価]

現在まで取り組んできた省エネルギー施策を当該3カ年度においても継続している。具体的には、学内施設の気温管理に基づく空調の効果的な運転調整、事務所内の事務機器の集約化による消費電力削減、照明・空調設備・エレベーター設備の運転時間管理等である。また、平日の退校時間を厳格化にすることにより、教職員の健康衛生への配慮と同時に一定の省エネルギー効果が上がっている。

労働条件・服務規律等に関しては、労働基準法に基づき「学校法人長崎学院就業規則」及び「学校法人長崎学院パートタイム職員就業規則」を随時法令の趣旨に基づき改訂し施行しているほか、各種ハラスメント防止については「長崎外国語大学ハラスメントの防止等に関する規程」を定めている。更に平成26 (2014) 年度に「長崎外国語大学『人権憲章』」を制定し、HP上で周知を図っている。

安全への配慮については、既に平成 24 (2012) 年度に「学校法人長崎学院 長崎外国語大学危機管理規程」及び「学校法人長崎学院 長崎外国語大学危機管理対策本部の組織および運営規程」を制定・施行済みであり、諸外国におけるテロや政情不安に対して即応できる体制

が確立しているほか、個別の国家・地域の実情に応じて、有事の前に個別に危機管理マニュアルを策定し、学内に周知・徹底している。また CSR の観点から、本学校地のドクターヘリ発着所としての提供のほか、本館建物及び体育館を時津町元村地区及び長崎市横尾地区住民への緊急時避難場所として開放する旨の協定を締結するなど、地域と連携した安全への取り組みを進めている。

以上のことから、環境保全・人権・安全への配慮は一定程度なされている

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①長崎外国語大学「人権憲章」の教職員・学生・学外への周知浸透の強化
- ②建学の精神及び「人権憲章」に則った「長崎外国語大学ハラスメント防止基本宣言」の策定・施行
- ③本学学生向け緊急時危機管理対応体制を更に効率的・効果的にする方法の検討
- ④消防避難訓練・救急救命講習等の充実による教職員の安全対応能力の向上

[エビデンス]

(1) 過去3か年の自己点検・評価結果

(2014年度)

18-1. 財務体質強化プロジェクト

(2015年度)

18-1. 財務体質強化プロジェクト

23. ハラスメントの徹底的な防止と対策の実施 (戦略外事業)

24. 危機管理システムの再構築 (戦略外事業)

(2016年度)

18-1. 財務体質強化プロジェクト

23. ハラスメントの徹底的な防止と対策の実施 [戦略外事業]

24. 危機管理システムの再構築 [戦略外事業]

(2) その他

・災害時における施設等の定型協力に関する報告書 (長崎県時津町)

[長崎外大ビジョン 21]

基軸5 / 18. 財政基盤の確立と財務体質の強化

基軸1 / 9. / (2) 大学 (人権) 憲章制定プロジェクト

5-2. 理事会の機能

5-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

留意点（旧基準 3-2）

使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制を整備し、適切に機能しているか。

理事会を寄附行為に基づいて適切に運営しているか。

理事の選考に関する規定を整備し、適切に選考しているか。

理事の出席状況及び欠席時の委任状は適切か。

5-2. 理事会の機能

5-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

[自己評価]

理事会は寄附行為第 17 条第 1 項に規定する通り、本法人の業務を決する最高意思決定機関として機能している。理事の定員は 6 から 9 名以内であり、現在は 9 名である。その構成は寄附行為第 7 条第 1 号から第 3 号に規定する通りであり、また平成 27（2015）年度より、財務担当理事、国際交流・社会連携・広報担当理事などを任命し、理事会の意思決定の機能性を更に高めている。

理事会構成員は、寄附行為第 5 条第 2 項の定める通り、9 名中 5 名をプロテスタントキリスト者が占め、本学の建学の精神に立ち返った大学運営がなされる体制を担保している。具体的な議題は、事業計画・予算案、決算、組織の変更、主要な人事、教育や研究に関する重要な施策やこれに伴う寄附行為・規程の改廃及び制定などである。また報告事項として、学籍異動、就職状況、各種協定等が報告され、情報の共有に努めている。

理事に欠員が生じた場合には、寄附行為第 7 条に規定する理事選任条項及び「理事候補者の推薦に関する内規」に基づいて候補者が推薦された後、理事会で協議し、重任もしくは新任の理事の選定を行っている。

理事会の招集は、寄附行為第 17 条第 5 項及び第 6 項に規定する通り、7 日前までに書面で通知し、構成員から事前に出欠回答書と欠席の際の委任状を受ける体制を取っている。出席状況は平成 27（2015）年度 91.6%、平成 28（2016）年度 92.6%と適正である。また委任状の提出有無は理事会議事録に明記され、委任状原本は当該会議議事録とともに製本し、「理事会並びに評議員会議事録の取扱い細則」に基づき厳重に管理されている。

以上より、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性は十分になされていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

なし

[エビデンス]

(1) 過去 3 か年の自己点検・評価結果

(2014 年度)

(2015 年度)

(2016 年度)

(2) その他

- ・各年度 文部科学省「学校法人実態調査」
- ・各年度 学校法人長崎学院 理事会議事録
- ・その他関連規程

[長崎外大ビジョン 21]

なし

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

留意点（旧基準 3-4）

意思決定において、管理部門（理事会など）と教学部門（教授会など）をはじめ、各管理運営機関並びに各部門間の連携を適切に行っているか。

法人と大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能しているか。

監事の選考に関する規定を整備し、適切に選考しているか。

監事は、理事会へ出席し、学校法人の業務又は財産の状況について意見を述べているか。出席状況は適切か。

評議員会を寄附行為に基づいて適切に運営しているか。

評議員の選考に関する規定を整備し、適切に選考しているか。

評議員の評議員会への出席状況は適切か。

トップのリーダーシップを発揮できる体制が整備されているか。

教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備し、運営の改善に反映しているか。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

[自己評価]

既に 1-2. で述べた通り、平成 27（2015）年度の改正学校教育法に則り、平成 26（2014）年度中に、学長が戦略的に大学をマネジメントできるガバナンス体制の再構築と学内規程の整備を行い、大学の意思決定の権限と責任の明確化、大学の使命・目的及び教育目的の実現に向けた取組の円滑化に着手している。

また平成 27（2015）年度に、法人部門においては経営企画協議会規程を、教学部門においては大学協議会規程を、それぞれ新設・施行し、法人及び大学要職者によるスムーズな意思決定の枠組みが確立している。

また、法人部門の経営企画協議会には大学から学長及び 2 名の総括副学長が、大学部門の大学協議会には法人から常務理事兼法人事務局長・法人事務局次長が、それぞれ構成員として参加しているほか、大学協議会での決定事項を直後の経営企画協議会へ報告する慣例が確立しており、相互の連携の下で各種施策を推進することができている。

これら法人及び大学の決定事項は、関連法令及び本学院寄附行為の定めるところにより必要に応じて、評議員会での諮問を経て最高議決機関である理事会に上程され最終決定がなされるほか、各教学部門及び事務課室へは、月 1 回開催される運営協議会及び教授会、月 2 回開催される課室長会議等を通じて決定事項の周知浸透が図られる仕組みとなっている。

以上のことから、本法人及び大学の意思決定は効率化・円滑化が十分に図られており、相互の緊密な連携のもとに相互チェック機能が十全に機能しているものと自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①法人・大学の意思決定機能を更に円滑化させ、相互チェック機能を更に高めるための仕組みづくりの推進

[エビデンス]

(1) 過去3か年の自己点検・評価結果

(2014年度)

19-1. ガバナンス改革プロジェクト

(2015年度)

19-1. ガバナンス改革プロジェクト

(2016年度)

19-1. ガバナンス改革プロジェクト

(2) その他

・各年度 経営企画協議会 議事録

・各年度 大学協議会 議事録

[長崎外大ビジョン21]

基軸5 / 19. ガバナンスの強化

5-4. 財務基盤と収支

5-4-①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

留意点（旧基準 3-6）

財政の中長期的計画に基づく財務運営を行っているか。

安定した財務基盤を確立しているか。

使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスが保たれているか。

使命・目的及び教育目的の達成のため、外部資金の導入の努力を行っているか。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

[自己評価]

本学院は、平成 28（2016）年 7 月に「学校法人長崎学院 経営改善計画 平成 28 年～32 年度」を策定し、基本金組入前当年度収支差額と翌年度繰越支払資金に関して具体的な数値目標を掲げ、その指針に基づいて各年度における事業計画及び予算編成を行っている。また、継続的支出節減の取り組みとして平成 26（2014）年度より教職員の賞与を 1.0 ヶ月削減したほか、各年度予算策定時に前年度予算もしくは実績ベースからのシーリングを行い、毎年度の試算表による前年度・前々年度との比較による実績管理を徹底した。

一方で増収のための取り組みとして、各種補助金の獲得の為に全学を挙げた体制を整備したほか、女子寮の男女共用化（国際寮化）による空室率低減等に取り組んだ。これらの施策の成果として、平成 28 年度においては、基本金組入前当年度収支差額 96,662 千円（前年比 7.4%増）、翌年度繰越支払資金 222,514 千円（前年比 77%増）を計上することができた。

以上のとおり、中長期的な計画に基づく適切な財務運営が確立できていると自己評価できる。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ① 予実管理の更なる徹底、及び実態に即した予算執行の促進。その一方途として、平成 29（2017）年度より、各年度上半期に中間決算を行い、各部門の予算執行状況に応じて下半期の予算修正を実施予定である。

5-4-②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

[自己評価]

自己資金構成比率の拡充に努め、安定的な財務基盤の確立と債務の返済に取り組んでいる。具体的には、増収に向けた入学定員確保のための県内パブリシティの継続的強化を軸とした入試広報戦略の展開、日本語特別プログラムにおける外国人学生獲得施策の強化、などが挙げられる。その結果、平成 28（2016）年度においては、自己資金構成比率 62.3%（前年比 1.7%増）、固定負債構成比率 28.7%（前年比 2.5%削減）を実現することができた。

また、教員の研究に係る科学研究費を今後とも安定して獲得するため、申請や採択目標を定め、講習会を開催するなど、獲得のための環境整備に努めている。

寄付金に関しては、受配者指定制度を活用した寄付金募集活動を行っている。

以上のとおり、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保が行われていると自己評価できる。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ① 外部資金獲得のための努力を今後とも組織的に行っていく必要がある。
- ② 収入の確保に向けた既存の学生獲得方策の継続・発展。
- ③ 支出削減に向けた月別試算表での確認及び中間決算等による予実管理の強化

[エビデンス]

(1) 過去3か年の自己点検・評価結果

(2014年度)

18-2. 補助金獲得プロジェクト

18-3. 収益事業拡充プロジェクト

(2015年度)

18-2. 補助金獲得プロジェクト

18-3. 収益事業拡充プロジェクト

(2016年度)

5-4. 奨学金等、外部資金獲得プロジェクト

18-2. 補助金獲得プロジェクト

18-3. 収益事業拡充プロジェクト

(2) その他

[長崎外大ビジョン 21]

基軸5 / 18. 財政基盤の確立と財務体質の強化

5-5. 会計

5-5-①会計処理の適正な実施

5-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

留意点（旧基準 3-7）

- 学校法人会計基準や経理規定などに基づく会計処理を適正に実施しているか。
- 予算と著しく乖離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。
- 会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。

5-5. 会計

5-5-①会計処理の適正な実施

[自己評価]

本学院の会計処理については、「学校法人長崎学院経理規程」「学校法人長崎学院固定資産管理規程」等に基づき、「学校会計基準」に準拠し、適正に処理している。

予算編成は、各学部学科や各部課室の予算責任者において短期・中期計画を指針とし編成方針（事業計画）に基づき審議し、予算を統括する経理責任者に「予算申請（積算）書」を提出し、経理責任者及び法人事務局において編成方針に基づき収支見通しなどを踏まえ、更に各事業の選択と集中を促進した「予算申請（積算）書」を理事長に提出し、予算化を図っている。

予算原案は、評議員会での諮問と理事会での審議を経て、3月末までに決定している。

予算執行は、「学校法人長崎学院経理規程」「学校法人長崎学院固定資産管理規程」等に基づき、「学校会計基準」に準拠し、適正に処理している。また、予算責任者は予算を超える支出を原則禁止とし、予算外支出を必要とする場合、予算責任者は理由を付して法人事務局長の承認（稟議決裁）を得ることとしている。

予算と決算見込に著しく乖離が生じた場合は、その原因と背景を把握し、必要に応じ補正予算を編成することとしている。

会計年度終了後は2ヵ月以内に決算案を作成し、監事と監査法人による監査を受検し、監事が出席した理事会で審議・決定した後に、評議員会で報告している。

このほか、平成27（2015）年度より内部監査規程を制定し、内部監査委員会による業務監査・会計監査を監事監査と並行して実施することで、更なる監査機能の強化に取り組んでいる。

以上のとおり、会計処理の適正な実施が行われていると自己評価できる。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ① より効率的で正確な会計処理が進められる方法を模索する。
- ② 適正かつ円滑な会計処理を担保するための人員確保（経理・財務の専門知識の獲得に向けた機会の提供）

5-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

[自己評価]

本学院は、監査法人による会計監査及び監事による業務監査かつ会計監査を受検している。監査法人による会計監査は、平成 28 (2016) 年度は述べ 12 日 (194 時間) 行われており、理事会議事録、取引内容、会計伝票、帳簿書類、備品等の実査及び決算書類等による監査が厳正に行われている。

監事による業務監査かつ会計監査は、2 人の非常勤監事において会計伝票や帳簿書類を閲覧・照合すると共に業務執行や財産の状況を監査している。監事による業務監査かつ会計監査の結果は、理事会並びに評議員会において監査報告が厳正に行われている。

また、5-5-①にて既述の通り、平成 27 (2015) 年度より内部監査委員会を設置し、外部監査・監事監査と並行して会計監査を実施しており、内部統制機能の強化に向けた体制整備は一段と進んだと考える。

以上のとおり、会計監査の体制整備と厳正な実施が行われていると自己評価できる。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ① 現行以上に厳正な会計監査の実施、及びチェック機能の強化に向け、監事監査・内部監査の実施回数の増加に向けた検討を行う。

[エビデンス]

(1) 過去 3 か年の自己点検・評価結果

(2014 年度)

(2015 年度)

(2016 年度)

(2) その他

[長崎外大ビジョン 21]

なし

6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

留意点（旧基準にない新設項目のため留意点不明）

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

内部質保証のための組織の整備、責任体制は、自己点検・評価規程によって、明確にされている。その概要は、以下の通りである。

(1) 本学は、教育研究水準の向上を図り、大学が目指す理念・目標を達成するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行い、その結果を公表する。

(2) 自己点検・評価の体制

①学長の責任の下で自己点検・評価を行う。

②大学協議会は、大学協議会規程第2条の規程に基づき、評価の実施方針を策定する。また、目標及びそれに係わる事項の達成状況の検証を行い、本学の自己点検・評価活動を総括する。

③自己点検・評価活動の運営のため、大学協議会の下に自己点検・評価運営会議を置く。自己点検・評価運営会議は、自己点検・評価の実施方針に基づき、自己点検・評価の実施要領を策定し、各組織の自己点検・評価活動の進捗を管理する。

④本学を構成する学部、センター、部局等に当該組織名を付した個別の自己点検・評価委員会を置き、各所属長の責任の下で、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行う。

(3) 自己点検・評価項目

(1) 本学の理念及び各組織の目的に関する事項

(2) 年度事業計画及び中長期計画

(3) 教育研究組織に関する事項

(4) 教員及び教員組織に関する事項

(5) 教育内容、方法及び成果に関する事項

(6) 学生の受入れに関する事項

(7) 学生支援に関する事項

(8) 教育環境に関する事項

(9) 国際連携及び国際交流に関する事項

(10) 社会連携及び社会貢献に関する事項

(11) 管理運営及び財務に関する事項

(12) 内部質保証に関する事項

以上の通り、部質保証のための組織が整備され、責任体制が確立していると言える。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①内部質保証に関する全学の方針と責任体制をより明確にし、周知を図る。
- ②教育活動の実態を示すデータや資料を適切に収集、蓄積し、分析を行い、その結果を利用するための体制が十分とは言えず、改善を要する。
- ③内部質保証において、学生や外部関係者の意見を聴取するような体制や手続きが十分とは言えず、改善を要する。
- ④入学志願者、在学生、保護者等に対して、教育プログラム等に関する正確な情報を定期的に公表する体制や手続きが十分とは言えず、改善を要する。

[エビデンス]

(1) 過去3か年の自己点検・評価結果

(2014年度)

20-1. 自己点検・評価実施プロジェクト

20-2. 他大学・高等学校、産業界、地域社会による大学評価プロジェクト (外部評価)

(2015年度)

20-1. 自己点検・評価実施プロジェクト

20-2. 他大学・高等学校、産業界、地域社会による大学評価プロジェクト (外部評価)

(2016年度)

20-1. 自己点検・評価実施プロジェクト

20-2. 他大学・高等学校、産業界、地域社会による大学評価プロジェクト (外部評価)

(2) その他

[長崎外大ビジョン 21]

基軸5 / 20. 自己点検評価システムの確立と外部評価システムの導入

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

留意点（旧基準 4-1、4-2、4-3）

大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。

教育活動の改善向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制を整え、適切に実施しているか。

自己点検・評価を定期的に実施しているか。

エビデンスに基づく、客観的な自己点検・評価を行っているか。

現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備しているか。

自己点検・評価及び認証評価の結果を、教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みを構築し、かつ適切に機能しているか。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

[自己評価]

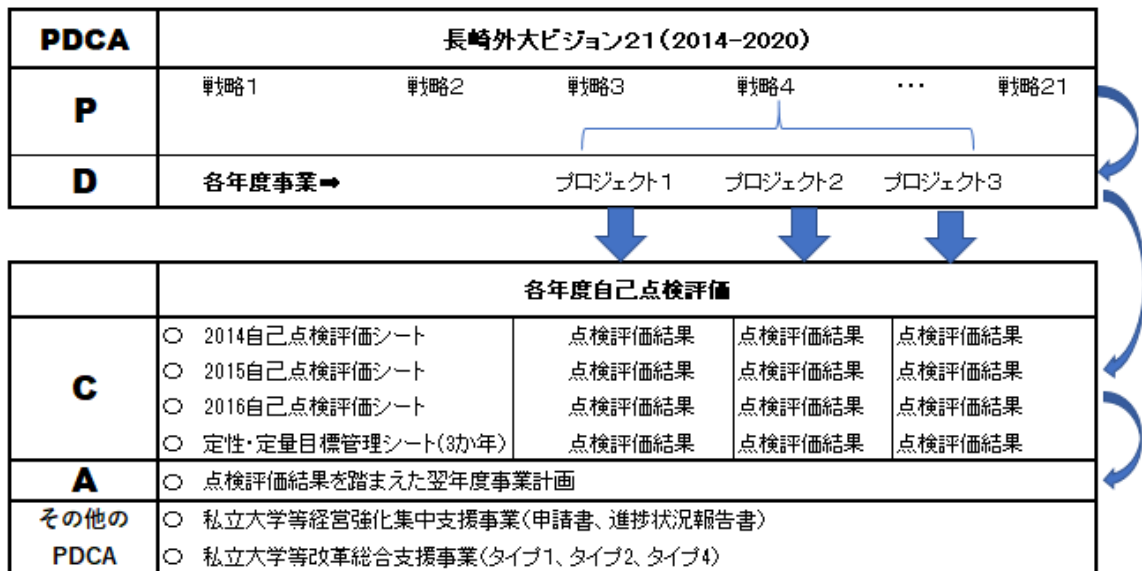
内部質保証のための自己点検・評価による PDCA サイクルの稼働状況は、図 1 に示すとおりである。

長崎外大ビジョン 21 に基づく各種プロジェクトは、各年度の事業計画に落とし込まれ、その進捗状況はプロジェクトごとの自己点検評価を経て、自己点検評価シート及び定性・定量目標管理シートに記録されている。また、その結果を踏まえて、次年度の事業計画が策定される。

自己点検評価シート及び定性・定量目標管理シートは、大学協議会、運営協議会、理事会等で共有されており、また事業計画とその実施結果である事業報告は HP に掲載され、公表されている。

さらに、本学が採択を受けている私立大学等経営強化集中支援事業では、進捗状況を毎年度チェックして、報告書を作成している。毎年申請している私立大学等改革総合支援事業（タイプ 1、タイプ 2、タイプ 4）も同様に、自己点検評価を含む PDCA サイクルを稼働させ、改革を推進している。

[図 1]



[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①内部質保証システムとしての自己点検評価という観点から、自己点検評価体制の一層の充実を図る必要がある。
- ②外部評価システムの導入

6-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

[自己評価]

学士課程教育の質保証を目的とする教育戦略の立案や目標設定等の意思決定を行うに際して必要となる教学情報の有効活用を図るため、大学協議会の下に教学 IR 委員会が置かれている。教学 IR 委員会は、以下の事業を行うこととされているが、現状では、学生の単位取得状況、学習行動、学習成果、教育効果、学生の授業評価等に関する情報の収集と分析にとどまっている。

- (1) 入学試験結果等、入学者情報の分析
- (2) 学生の単位取得状況、学習行動、学習成果、教育効果、学生リテンション率等に関する情報の収集と分析
- (3) ベンチマーキングのための複数大学間比較や全国調査等に照らした本学の相対的な位置付けのための調査・分析
- (4) 教学 IR の成果に基づく教育改革の支援、提案、助言

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ① IR 専門部署の設置
- ② IR の結果の共有と活用

[エビデンス]

(1) 過去3か年の自己点検・評価結果

(2014年度)

4-4. IR (Institutional Research) プロジェクト (大学として学生からアンケート調査、学生の実態調査を行う事により、その希望や意見を聴取し、活用する)

20-1. 自己点検・評価実施プロジェクト

20-2. 他大学・高等学校、産業界、地域社会による大学評価プロジェクト (外部評価)

(2015年度)

4-4. IR (Institutional Research) プロジェクト (大学として学生からアンケート調査、学生の実態調査を行う事により、その希望や意見を聴取し、活用する)

20-1. 自己点検・評価実施プロジェクト

20-2. 他大学・高等学校、産業界、地域社会による大学評価プロジェクト (外部評価)

(2016年度)

4-4. IR (Institutional Research) プロジェクト (大学として学生からアンケート調査、学生の実態調査を行う事により、その希望や意見を聴取し、活用する)

20-1. 自己点検・評価実施プロジェクト

20-2. 他大学・高等学校、産業界、地域社会による大学評価プロジェクト (外部評価)

(2) その他

[長崎外大ビジョン 21]

基軸5 / 20. 自己点検評価システムの確立と外部評価システムの導入

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-①内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

留意点（旧基準にない新設項目のため留意点不明）

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-①内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

[自己評価]

学校教育法（第 109 条第 1 項）に基づき、本学学則は「教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と規定している（第 3 条第 1 項）。この規定に則り、平成 27

（2015）年 4 月 1 日に「自己点検・評価規程」、「自己点検・評価運営会議規程」を制定し、総括副学長を議長とする自己点検・評価運営会議によって、平成 26（2014）年度から平成 28（2016）年度までの毎年度の各組織の自己点検評価委員会による自己点検・評価活動を年度ごとの「自己点検評価シート」に取りまとめた。

点検・評価にあたっては、本学の平成 26（2014）～平成 32（2020）年の中期計画である「長崎外大ビジョン 21」と各年度の事業計画に掲げられた戦略実現のためのプロジェクトおよび戦略外の重要事業の各項目を、各担当部署・委員会ごとにその年度の活動内容に基づいて「1（未着手）、2（検討中）、3（取り組み中）、4（部分的に達成）、5（達成済）」の 5 段階で評価した。

本来、自己点検・評価はその年度に実施した事業を点検・評価し、次年度の事業計画に生かすものであるが、平成 26（2014）年～平成 28（2016）年の 3 年間については、点検・評価の項目や方法の検討に時間を要したため、年度ごとの PDCA サイクルが回せず、2014 年～2016 年の 3 カ年分の評価をまとめた「2014～2020 長崎外大ビジョン 21」の達成状況の「中間報告」という形を取ることにした。本来の形から見れば不十分ではあるが、この取り組みによって、各年度の事業達成状況が俯瞰でき、次年度以降の事業計画に向けた課題を明確化することができるようになった。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①年度ごとの点検評価を計画的に実施し、PDCA サイクルを有効に機能させ、次年度の事業計画策定に生かせるようにするための年間スケジュールの策定
- ②プロジェクト・ベースで行われてきた点検・評価項目の再検討（プロジェクト外の日常業務に対する点検・評価）

[エビデンス]

- (1) 過去 3 か年の自己点検・評価結果
(2014 年度)

2014年度自己点検・評価シート

(2015年度)

2015年度自己点検・評価シート

(2016年度)

2016年度自己点検・評価シート

(2) その他

各年度自己点検・評価運営会議 議事録 ほか

[長崎外大ビジョン 21]

基軸 1 / 3. 学士課程教育の質保証への取組み強化

基軸 5 / 20. 自己点検評価システムの確立と外部評価システムの導入

7. 独自基準

A. 国際交流

A-1-① 留学制度の構築と運営

A-1-② 留学の促進と送り出しの実際

A-1-③ 留学生の受け入れと教育

A-1-④ 国際交流協定校との交流

留意点（独自に設定）

本学学生の留学プログラムの運営は適切に行われているか。

国際交流センター開講プログラムの運営は適切に行われているか。

外国人留学生に関する授業の運営は適切に行われているか（教育支援課と共同）

外国人留学生の生活指導は適切に行われているか（学生支援課と共同）。

国際交流協定校との連携は適切に行われているか。

A 国際交流

A-1-① 留学制度の構築と運営

[自己評価]

学生の送り出しについては、これまでの問題点を解決するために平成 27（2015）年度からの新カリキュラムにおいて、より柔軟な単位認定が可能になるような制度に改めた。プログラム自体は「NUFS 海外派遣留学」「海外語学研修」「海外文化研修」「海外インターンシップ」「二重学位留学」であるが、「二重学位留学」以外については学生が複数回参加できるよう改善されている。また、休学中の留学についても、その単位認定が可能となるよう改善されている。留学のプログラム全般を留学プログラム委員会にて統括し、関連各所との連携を図っており、これまで以上にスムーズな運営が可能となった。

学生の受け入れについては、従来どおりの「日本研究コース JASIN」「国際交流コース NICS」に加え、2 週間程度の語学研修あるいは文化研修を充実させた。特にアジア圏の協定校を中心に 8 月に実施している。さらに、平成 28（2016）年度秋学期から日本語特別プログラムへの入学者が増加し、安定的な運営が可能となっている。受け入れについては、国際交流委員会および留学生委員会が中心となり、関係各所の協力のもとで運営を行っている。

また、学部学生の受け入れについては、これまでどおり中国・韓国などを中心に受け入れを続けており、入学者数も安定している。

上記の結果、A-1-①については目標を達成している。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

① 「海外インターンシップ」が未実施であるので、できるだけ早急な実施を目指すため、運営のあり方を検討する。

② 日本語研修のあり方について、より効率的な運営を目指す。

③ 海外の高校との連携の新たな形を模索する。

A-1-② 留学の促進と送り出しの実際

[自己評価]

「NUFS 海外派遣留学」による半年あるいは1年間の留学者は、平成 26 (2014) 年度 74 名、平成 27 (2015) 年度 64 名、平成 28 (2016) 年度 100 名であり、平成 25 (2013) 年度以前の数字を大きく上回っている。留学者数が増加した理由として、入試広報上の周知が浸透してきたことが大きい。平成 24 (2012) 年度以降、これまで以上に本学の留学制度を前面に押し出して広報活動を実践してきた効果が現れてきていると言える。また、留学に関する説明会を充実させ、学生が留学についての詳細な情報をこれまで以上に受け取ることができるようになったことも大きな要因である。これ以外の留学プログラムについては、従来どおりの参加者数を維持している。

留学プログラム全体について、その安全管理を充実させている。特に、JCSOS との連携をこれまで以上に強めている。従来は、大学との連携を行っていたのだが、長期の留学をする学生へは「JCSOS トータルアシスタントサービス」への加入を義務化した。これは 24 時間電話によるサポートが受けられるもので、大学が休日であっても、また勤務時間外であっても学生やその家族が様々なサポートを受けられるものである。

上記の結果、A-1-②については目標を達成している。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ① 学生の安全管理のためによりよいシステムを構築する。
- ② 留学者数をプログラム全体で増加させる方策を検討する。

A-1-③ 留学生の受け入れと教育

[自己評価]

「日本研究コース JASIN」「国際交流コース NICS」については、従来どおりの学生数を受け入れている。その中で、学生の要望や教員からのアイデアを取り入れ、授業科目の一部改編を実施した。ひとつはアクティブラーニングの授業を増加させたこと。たとえば「長崎フィールドワーク」のように長崎市内へ実際に出かけて行きながら、長崎の歴史や文化を学ぶ授業が創設された。また、日本語の授業において最上級レベルのクラスを「応用日本語」という科目名称にし、「論文作成」「論文読解」「時事日本語」といったより実践的な内容に改めた。授業以外でも、様々なイベントを増やすなどの工夫を行っている。こうした改革のベースになっているのは学生からのアンケートが中心である。毎学期実施しているが、この結果を国際交流委員会および留学生委員会において検討し、プログラムの改編に役立てている。

短期の日本語研修については、アジア圏の協定校からの参加者向けのものを再構築した。この実施についても、協定校の便宜を考えて実施時期を 8 月とし、また授業や文化体験の内容も協定校からの要望を中心に構築した。これ以外にも、平成元 (1989) 年以来続いてい

る「フランス人のための日本語・日本文化研修」なども引き続き実施している。

学部に留学した留学生については、基本的に学生支援課を中心として、国際交流センターをはじめ関係各所の連携のもとに対応を行っている。

上記の結果、A-1-③については目標を達成している。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ① 受け入れのプログラムについて、これまで以上に学生の満足度が上がるよう、アンケートなどを中心に意見を汲み取り、よりよいプログラムの構築を目指す。
- ② 学生の受け入れの事務的手続きの効率化を目指す。

A-1-④ 国際交流協定校との交流

[自己評価]

国際交流協定校はこの3年で増加しており、新規の協定校からの受け入れあるいは送り出しを実施している。また、近年交流があまりなかった機関の一部との交流が復活しており、全体的には交流そのものは活性化しているといえる。

上記の結果、A-1-④については目標を達成している。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ① 交流のさらなる活性化のため方策を検討する。
- ② 協定書の内容の整理と確認を実施する。

B 現代英語学科

B-1-① 人員配置の適正化

B-1-② カリキュラムの運営

B-1-③ 学修効果の測定

B-1-④ 教職課程の運営

留意点（独自に設定）

カリキュラム、授業内容が現代英語学科の教育理念にかなったものであるか。

カリキュラム・ポリシーのもとに授業が適切に運営されているか。

各授業がシラバスに則って適切に運営されているか。

カリキュラム・ポリシーに記載されている評価手法をもとに体系的な評価がなされているか。

語学検定試験の利用促進がなされているか。

語学検定試験により学生の語学力向上を測定できているか。”

B 現代英語学科

B-1-① 人員配置の適正化

[自己評価]

平成 28（2016）年現在、現代英語学科の教員は 14 名。このうち外国人教員は 5 名であるが、これは英語教育の充実を目的とし、従来 4 名であったところ、特別外国人任用教員を 1 名増員した。また、英語科目に関しては非常勤講師を 7 名採用している。これも原則として外国人教員であり、その目的は先に述べたように英語教育の充実が最大の目的である。

専門科目については、2016 年現在国際ビジネスプログラムの授業を中心に担う専任教員が不在であり、2017 年度の採用を目指して公募を実施した。それ以外のプログラムについては現在中心となるべき専任教員が在籍している。

上記の結果、B-1-①については目標を達成している。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①授業科目とのバランスを精査し、人員配置の適正化をより進められるよう検討する。

②専任教員の科目配置を精査し、より適切な人員配置を検討する。

B-1-② カリキュラムの運営

[自己評価]

平成 27（2015）年度のカリキュラム改正に伴い、科目配置にも若干の変更があったが、授業運営に際しては大きな変化はなく、現在のところ運営全体について問題はない。

語学科目である CORE 科目の運営に際し、プレイスメントテストを簡素化するため、平成 28（2016）年度より導入した e-learning システムを併用し始めた。これにより、これまで以上にプレイスメントが厳密に実施されるようになった。

授業の評価に関しては、毎学期実施される授業評価アンケートの結果を参考にし、教員間で協議を行うか、また教育支援部からの指導のもとに改善を試みている。

上記の結果、B-1-②については目標を達成している。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①より円滑なカリキュラム運営のために、詳細なデータの集積を行い、協議を実施する。
- ②各授業の受講者数と開講科目数に関してバランスを確認し、授業数の適正化を検討する。

B-1-③ 学修効果の測定

[自己評価]

各科目を対象に実施される授業評価アンケート、また各科目の成績評価のデータをもとに学修の効果を測定している。

語学科目に関しては、各種検定試験の受検を促進し、外部からのより客観的な語学能力の測定を実施している。

上記の結果、B-1-③については目標を達成している。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①より正確な効果測定を目指して、データ収集の精度を上げ、さらに検証の方法について検討を重ねる。
- ②検定試験と授業とのより効果的な連動を検討する。

B-1-④ 教職課程の運営

[自己評価]

平成 28 (2016) 年度から教職センターを創設し、より包括的にかつ効果的な運営を可能にした。また、教職課程科目の履修学生のために教職センター学修室を創設した。この部屋では教員採用試験のために有用な図書やデータが簡単に参照できるようになっており、また教員採用試験を目指す学生たち同士の交流が行われている。

英語教員を目指す学生は、授業配置の問題で留学をすることが困難であったが、これを改善した結果、教職課程を履修していても、1年間の留学が可能となった。このようにカリキュラムが適正に運営されているかの検証を実施し、必要に応じて改編を行っている。

近々に実施される予定の再課程認定に対応して、協議を開始している。

上記の結果、B-1-④については目標を達成している。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①教員採用試験合格者増加を目指し、運営上の問題点を検証する。
- ②再課程認定のための協議。

C 国際コミュニケーション学科

C-1-① 人員配置の適正化

C-1-② カリキュラムの運営

C-1-③ 学修効果の測定

C-1-④ 教職課程の運営

留意点（独自に設定）

カリキュラム、授業内容が国際コミュニケーション学科の教育理念にかなったものであるか。

カリキュラム・ポリシーのもとに授業が適切に運営されているか。

各授業がシラバスに則って適切に運営されているか。

カリキュラム・ポリシーに記載されている評価手法をもとに体系的な評価がなされているか。

語学検定試験の利用促進がなされているか。

語学検定試験により学生の語学力向上を測定できているか。”

C 国際コミュニケーション学科

C-1-① 人員配置の適正化

[自己評価]

平成 28（2016）年現在、国際コミュニケーション学科の教員は 27 名。この 3 年の間の人員配置の変化としては、韓国人教員の採用と日本語教員の採用である。本学科の学生の約半数は韓国語専修であることから、他の専攻では 1 名であるネイティブの教員を 2 名とした。これにより授業数の確保、留学中の学生指導の充実を図ることができた。

日本語教員については、日本語特別プログラム開始のために 3 名の特任講師を採用し、本学の卒業生で海外での教授経験のある者 3 名を助教として採用した。この増員により、日本語特別プログラム以外でも授業の充実を図ることができた。

上記の結果、C-1-①については目標を達成している。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①授業科目とのバランスを精査し、人員配置の適正化をより進められるよう検討する。

②専任教員の科目配置を精査し、より適切な人員配置を検討する。

C-1-② カリキュラムの運営

[自己評価]

平成 27（2015）年度のカリキュラム改編により、開講科目に一部変更が出たが、現段階では大きな問題点はない。

日本語特別プログラム創設に際し、その円滑な運営のために、学部長、教育支援部長、学生支援部長、国際交流センター長で構成される「日本語特別プログラム連絡会議」において対応している。

授業の評価に関しては、毎学期実施される授業評価アンケートの結果を参考にし、教員間で協議を行うか、また教育支援課からの指導のもとに改善を試みている。

上記の結果、C-1-②については目標を達成している。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①より円滑なカリキュラム運営のために、詳細なデータの集積を行い、協議を実施する。
- ②各授業の受講者数と開講科目数に関してバランスを確認し、授業数の適正化を検討する。

C-1-③ 学修効果の測定

[自己評価]

各科目を対象に実施される授業評価アンケート、また各科目の成績評価のデータをもとに学修の効果を測定している。

語学科目に関しては、各種検定試験の受検を促進し、外部からのより客観的な語学能力の測定を実施している。2015年度のカリキュラム改編の際に、「資格ドイツ語」「資格フランス語」「資格中国語」「資格韓国語」の創設し、検定対策の授業を実施している。また語学検定の受検促進を目的として、一定レベルの合格者に対し「IPT-Credit」として単位認定を実施している。

上記の結果、C-1-③については目標を達成している。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①より正確な効果測定を目指して、データ収集の精度を上げ、さらに検証の方法について検討を重ねる。
- ②検定試験と授業とのより効果的な連動を検討する。

C-1-④ 教職課程の運営

[自己評価]

平成28(2016)年度から教職センターを創設し、より包括的にかつ効果的な運営を可能にした。また、教職課程科目の履修学生のために教職センター学修室を創設した。この部屋では教員採用試験のために有用な図書やデータが簡単に参照できるようになっており、また教員採用試験を目指す学生たち同士の交流が行われている。

中国語教員を目指す学生数はかならずしも多くはないのだが、履修者のために開講科目を用意している。

近々に実施される予定の再課程認定に対応して、協議を開始している。

上記の結果、C-1-④については目標を達成している。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①教員採用試験合格者増加を目指し、運営上の問題点を検証する。
- ②再課程認定のための協議。

おわりに

おわりに

1. 「長崎外大ビジョン 21」改定に向けた取り組み

以上の通り、本学の平成 26（2014）年度から平成 28（2016）年度における事業実施の状況を概観するに、本学が「長崎外大ビジョン 21」に定めた事業項目は、この 3 ヶ年度において確実に着手され、一定の事業効果を挙げていると言える。今後は、本報告書に記載した「残された課題と改善・改革に向けた取り組み」の確実な履行はもちろん、ビジョン制定時である平成 26（2014）年度以降に起こった高等教育を取り巻く情勢の変化に対応すべく、計画の微修正に取り組んでいく必要がある。本学では既に本報告書の作成、執筆と並行し、平成 29（2017）年度の上半期より学長を中心として「長崎外大ビジョン 21」の改定（補訂版作成）に着手している。内容の一例を述べると、情勢変化への対応としては「今後の高大接続改革に対応し得る学生獲得体制の整備」や「学生主体の教育へのパラダイム・シフトの更なる推進」を盛り込むほか、本学の特色を鮮明に打ち出すための方策として、育成すべき人材像を従来の「グローバル人材」から昇華させ「多言語グローバル人材」と定義すること、地域貢献や他大学との連携等の観点から教育体系の再構築と教育プログラムの開発を進めること、などである。また、平成 31（2019）年度以降の新カリキュラムの策定にあたり、3 つのポリシーの再検討を行うとともに、学修成果の可視化に向けたアセスメント・ポリシー策定にも着手していく予定である。

また、「はじめに」で既述の通り、本報告書の自己点検・評価は日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価第 3 期評価システムに基づいて実施しているが、報告書作成時期がちょうど第 2 期評価システムから第 3 期評価システムへの移行期に当たったため、第 3 期評価システムの要素を完全に取り入れた内容となっていない。平成 29（2017）年度以降の自己点検・評価において、第 3 期で新たに追加された留意点が求める内容を自己点検・評価の枠組みに組み込んでいく作業が、当面の喫緊の課題となる。

このほか本学は平成 29（2017）年度に「九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム」への参画に踏み切り、その趣旨に基づき長崎・佐賀地域の地方創生の一翼を担っていく決意を表明した。この例に拠るまでもなく、今般の大学において、地域活性化の主体的な推進は自明の責務であり、今後は当該分野の高等教育事業全体における重要性がより一層高まっていくこととなる。平成 29（2017）年度以降の自己点検・評価報告書においては、独自基準に「社会連携分野」を追加し、当該事業の内部質保証を強力に志向していくシステムを整えることが求められる。

2. 残された課題（平成 32（2020）年度に向けて）

本報告書に記載された平成 26（2014）年度から平成 28（2016）年度における諸事業の実施と自己点検・評価の取り組みの成果として、本学においても今後改善を要するべき様々な課題が浮かび上がってきた。詳細は本文の各項の通りであるが、本項では、今日の高等教育に特徴的な課題、本学のアイデンティティに関わる課題、可及的速やかな対応を要する課題等を特に取り上げ、現時点で考えられる今後の課題解決に向けた方策を述べ、

学内の意思統一を図ることとしたい。同時にこれらは平成 32（2020）年度のビジョン完成年度に向けて、本学がステークホルダー各位に対して掲げるコミットメントの表明でもある。

①建学の精神に基づく教育制度の整備と可視化

本文 1-1.で既に言及した通り、本学はキリスト教精神に基づき、「隣人愛」「献身と奉仕の精神」「真理と自由の探求」というキーワードで表される建学の精神に基づく学校運営を行っている。本学のあらゆる事業は絶えずこの原点に立ち帰り、各種の意思決定と運営がなされているものと自負しているが、本文 1-2.にある通り、今後はそれらの学内外への明示と普及・浸透を更に強化していく必要がある。

そのために、平成 31（2019）年度の新カリキュラム策定にあたり、キリスト教精神、及び建学の精神の具現化を志向する精緻な教育制度設計を進めて行くと同時に、これらが教職員・学生・地域社会に可視化される仕組みを作っていく。また平成 32（2020）年度の大学入学共通テスト施行と高大接続改革に対応するアドミッション・ポリシーの改定はもちろん、これを含む 3つのポリシーについても不断に点検・修正していく。

②アセスメント・ポリシーの策定

全学的な教学マネジメント体制の構築が求められる昨今、各種の教育プログラムに共通する評価尺度、すなわち「アセスメント・ポリシー」の策定は急務である。本学においては本文 3-1.・3-2.・3-3.に見られる通り、同時並行的に進行する各種のプログラム改革の効果を学生の学修成果をベースに系統立てて測定評価していく手法の確立が課題となっている。今後は先駆的事例の渉猟を通じてこのアセスメント・ポリシーの策定に急ぎ着手し、既往の改革の成果検証を行っていく。今日、社会から大学側に求められる教育改革の要請は余りに多く、その要素も複雑化している。これらの手法のいずれを採り、いずれを捨てるべきかを選択し、本学の規模と実情にマッチした改革を時宜に適った形で進めていくためには、明確な指標に基づいた学修成果の可視化と、これに立脚した方針の決定が不可欠となる。本件をあらゆる課題に優先して取り組んでいくこととしたい。

③学修支援体制の強化

大学のユニバーサル化は入学者の多様化を招来し、学生に対する学修支援体制の整備と精神面を含むケアの必要性は日増しに高まっていると言える。ケアが十分に行き届かない場合には退学もしくは除籍という最悪の結果に繋がり、学生に進路変更に伴う時間的・経済的損失を与えることとなる。それとともに、学費収入の減少に直結する休退学率を遡減させることは、大学経営の観点から見ても必ず実現すべき至上命題であると言える。本文 2-6.にある通り、本学ではまさに水際での教職員の努力によりこれらの学生への対応を行っている状況であるが、当該機能を制度的に担保しないまま個々の努力に任せる現在の体制は限界に来ていると言わざるを得ない。

そこで本学では平成 29（2017）年度以降、この問題に対する包括的な解決策として、現場感覚を伴った学修支援機能のコントロールタワーとなり得る「学修支援センター（仮

称)」の設置及びセンター所属教職員の配置について検討を行い、平成 30（2018）年度中の本センター開設に向けて準備を進めている。

④IR 機能の強化

上記①から③に挙げた教育研究及び厚生補導にまつわる諸課題の解決に向けては、本文 2-3・2-4・2-6・3-3.等に見られる通り、学修成果測定に要するデータの収集・分析等の機能を充実させ、改善方策の立案に繋げていくことが求められる。特に本文 4-1.にて指摘する通り、これらのデータは現在各課室単位で個別に収集され分析に供されているため、当該業務自体の非効率化を招いているのみならず、全学的な規模と長期的な視野に基づく教育・学習行動のインプット、プロセス、及びアウトカムの把握に支障を来している。

現在、本学における IR の取り組みは本文 6-2.にある通り、教学 IR 委員会を中心とした実施体制となっているが、不定期開催であり且つ専門事務部署に紐づいていない委員会による事業実施には限界があると言わざるを得ない。今後は IR 専担部署の設置、もしくは IR 専任教職員の配置を含む IR 機能の強化を図り、一元的な情報の収集と体系的な分析を通じた学修成果の可視化、分析結果のフィードバックによる更なる教育改善に繋げていくことを目指し、検討していく。

⑤外部評価システムの導入

日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価第 3 期評価システムにおいては、既に周知の通り「内部質保証」をより重視する方針が打ち出されており、それは第 2 期においては「自己点検・評価」という名称であった基準が「内部質保証」に改められ、6-1.及び 6-3.の 2 つの基準項目が新設されていることから明らかである。本報告書本文の両項目にも記載しているが、自己点検・評価運営会議を中心とする本学の自己点検・評価システムは、字義の通り「点検と評価」のみに止まるのではなく、評価結果を PDCA の循環に活用し、その成果を逐次学外に向けて公表する、即ち「内部質保証」を志向したものとなっている。しかし、これらの評価結果を大学の改善・改革にかかる企画立案に反映させていくためには、自己点検・評価の営為を通じて導き出される評価結果自体への信頼性と妥当性を高めていかなければならない。そのため、必要に応じて卒業生や外部有識者の意見を積極的に聴取することや、専門分野の評価を関連する学会に依頼すること、または大学間で相互に評価し合うこと等の「外部評価システム」の導入が強く希求される。今後、速やかに関連の規程を整備するなど、施行に向けた具体的検討を始めることとしたい。

今般の自己点検・評価を通じて得られた成果を、「長崎外大ビジョン 21」が掲げる目標の達成に向けた不断の改革に還元していくことで、今後も本学は教育、研究、学修支援、国際学術交流、厚生補導、社会貢献といったあらゆる方面において、更なる質の向上を目指していく。そしてこれらの営みが、学則第 1 条に謳う「キリスト教精神」、即ち建学の精神に表される「隣人愛」「献身と奉仕の精神」「真理と自由の探求」に絶えず立脚したものであることを約するとともに、全教職員が一致団結し、今後も「社会から求められる大学」であり続けることを希求する次第である。